

## 第1章 地域福祉

## 第1 地域福祉とは

地方自治法第1条の2第1項において、そもそも地方公共団体の役割は「住民の福祉の増進を図ることを基本として」と明記されており、社会福祉法第4条においては、「福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み」「活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。それは、住民としての生きる権利と尊厳を守る地域福祉の推進でなければなりません。こうした関連法のもと、行政と住民の双方にあった「福祉は行政が行うもの」という意識から、行政と住民、民間福祉団体やボランティア・NPOなど、地域社会の多様な構成員から適切な役割分担とパートナーシップのもと、それぞれの長所を活かしながら、協働して支援が必要な人々の生活を支えるという方向を目指すことが基本になります(新潟県「市町村地域福祉計画策定の手引き」より)。

## 【参考】社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会があたえられるように、地域福祉の推進につとめなければならない。

“福祉”とは一体何でしょうか。

福祉とは、幸福(しあわせ)のことであり、特に社会のすべての人に等しくもたらされるべき幸福(しあわせ)のことです。また、誰もが安全に安心して暮らせる“幸福(しあわせ)な生活”を維持していくことが、『社会福祉』の考え方となっています。

こうした考えは、「個人の尊重」を基本価値とする人権擁護のために生まれた日本国憲法にも明文化されています。

近年、少子高齢化の進行や、一人ひとりの生活様式の多様化により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、社会福祉に対するニーズが多様化しています。

一人ひとりの福祉ニーズに対応していくために、これまでの公的サービスだけではなく、地域で互いに支え合い、助け合って、福祉サービスを充実させることが必要となってきているのです。

そこで、今、私たち一人ひとりが地域の中で大切にしてきた“共生の心”や“近所力(ちから)”に注目が集まっています。

地域には、一人暮らし高齢者、介護や子育てに悩んでいる家庭の問題などが山積みとなっています。もちろん行政サービスでしか解決できないこともあります。近所の人がかかり、見守ったりしていくことで解決できる問題もたくさんあります。

日常生活の身の回りで発生している問題を、まずは個人や家族が解決し(自助)、個人や家族で解決できない問題は地域で解決し(共助)、地域で解決できない問題は行政が解決する(公助)。このような「自助」、「共助」、「公助」の仕組みを地域でつくっていくことが、今、必要とされています。

加えて、一人ひとりが自立を基本としながらも、地域の「つながり」や、ともに支え合い、助け合うという気持ちを持つことや、さらに、これまで行われてきた村民自身によるボランティア活動や、事業者による福祉サービス、また、近年活発化している NPO による活動なども含め、地域のなかで大きなネットワークをつくっていくことが大切です。

このような、個人や地域で暮らす人々、さまざまな組織、そして行政の連携による一体的な展開が重要となっています。

地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、地域で暮らすみんなで“助け合い”“協力する”この「自助」、「共助」、「公助」を踏まえた“地域の助け合いによる福祉”これが“地域福祉”なのです。

## 第2 今なぜ、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」が必要なのか

### 1. 社会福祉の仕組みが大きく変化

社会福祉は、近年の社会情勢、地域社会の変化にともなって、より多様な福祉の展開が必要となってきました。こうしたなかで、福祉の仕組みを根本的に見直し、サービスの質を上げていくことを目的に、平成12年「社会福祉基礎構造改革」を行い関連法の整備を進めました。最も大きな変化は、福祉サービスを必要とする人々に行政が判断を行い、サービスの提供を進める措置制度から、福祉サービスを必要とする人自らが、サービスを選択し直接福祉事業者と契約をする仕組みに変わったことです。また、質を高める方策として、これまで社会福祉法人などの公益法人が独占してきた社会福祉サービス提供システムが、一部NPO法人や営利法人の参入を認めるサービス提供システムへと変容したといえます。

この改革の中で、平成12年6月に「社会福祉法」が成立し、そのなかに「地域福祉の推進」が位置づけられました。この法律では、福祉サービスを必要とする人々が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民はもとより、社会福祉事業者、地域で福祉に関わる人々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められています。

この地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法に、市町村は「地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられ（第107条）、平成15年4月に施行されました。

このように社会福祉は、一人ひとりの自立を基本とし、地域で支えていくものへと、その枠組みを大きく変えてきています。

### 2. 福祉の地方分権

平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が施行されました。この法律により、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保するとされ、村民にとって身近な行政はできる限り地方が行うこととなりました。

そのため、地域における生活課題を解決するために、村民や福祉団体、行政などがそれぞれの役割分担のなかで協働して取り組むという、村民の主体的な参加や「自分たちの村

は自分たちで知恵と力を出し合って住みやすいむらにしていこう」という自治意識の高まりも求められています。

### 3. 安心・安全に暮せる地域づくりが必要

近年、大規模な地震や風水害などの災害が発生したり、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発したりする中、防災や防犯に対する関心は村民の中で非常に高くなっています。

特に災害時における対応の手立てとして、個人や家庭による「自助」、地域の連携による助け合いの「共助」、公的な支援の「公助」のうち、「自助・共助」の役割が大変重要であり、「公助」は「自助・共助」での対応が困難な場合の支援を担っています。

また、平成19年には、災害時などの緊急事態の際に、迅速かつ的確に高齢者や障がいのある人などの要支援者を支援するため、地域福祉計画に「地域における要支援者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等に関する事項」を新たに盛り込むよう、国から通知されています。

安心・安全に暮らせる地域づくりを進める上では、村民が自ら防災・防犯意識を高めるとともに、日頃から地域の要支援者の状況を把握し、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要となっています。



## 第2章 計画の概要

### 第1 計画策定の趣旨

「関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画」は、孤独死、貧困、虐待、引きこもりや閉じこもり、自殺者の増加など社会環境が大きく変化する中で、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、引きこもりや生活に困窮する人であっても、誰もが安心して自立した日常生活を送ることができる環境づくりをめざすための計画です。

そして、自助・共助・公助が相まって、村民、地域福祉活動団体、ボランティア、NPO、事業者、村、社会福祉協議会など、地域福祉に関わるすべての人が一体となり、ともに支え合い、助け合う「地域ぐるみの福祉」を進める計画です。

「関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画」は策定がゴールではなく、新しい地域福祉へのスタート地点です。この計画をもとにし、村民のみなさんが主体的に参加していくことで、それぞれの地域づくりへ向けての第1歩を踏み出していくこととなります。

### 第2 計画の位置づけ

#### 1. 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条が定める市町村地域福祉計画として位置づけられます。また、「関川村総合計画」を上位の計画とし、これまでに策定され、実行されてきた各分野の福祉計画（関川村高齢者保健福祉計画・関川村介護保険事業計画、関川村障害者計画・関川村障がい福祉計画、健康せきかわ21、関川村歯科保健計画、関川村子ども・子育て支援事業計画）を横断的につなげ、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。したがって、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、関川村に暮らす全ての村民を対象に、地域における福祉活動を進めるための基本計画となります。

#### 【参考】社会福祉法より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 2. 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、村民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。その内容は、福祉課題の解決をめざし、社会資源の造成・配分活動などを地域住民、地域福祉活動団体、ボランティア、NPOなどが自主的・自発的な活動を行いながら、皆で連携し地域での組織化を具体的に進めていく、「共助（住民活動）」の性格をより明確にした計画であるといえます。

なお、社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、村民主体の理念の下に運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と援助を図る組織です。

このため、社会福祉協議会は、地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業としても重要なものとなっています。

### 【参考】社会福祉法より抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、村民の活動・行動の有り方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

これらが一体となって策定されることにより、共通の政策・施策・事業を協働分担する関係性が明確になり、効率性と実効性が高まることとなります。

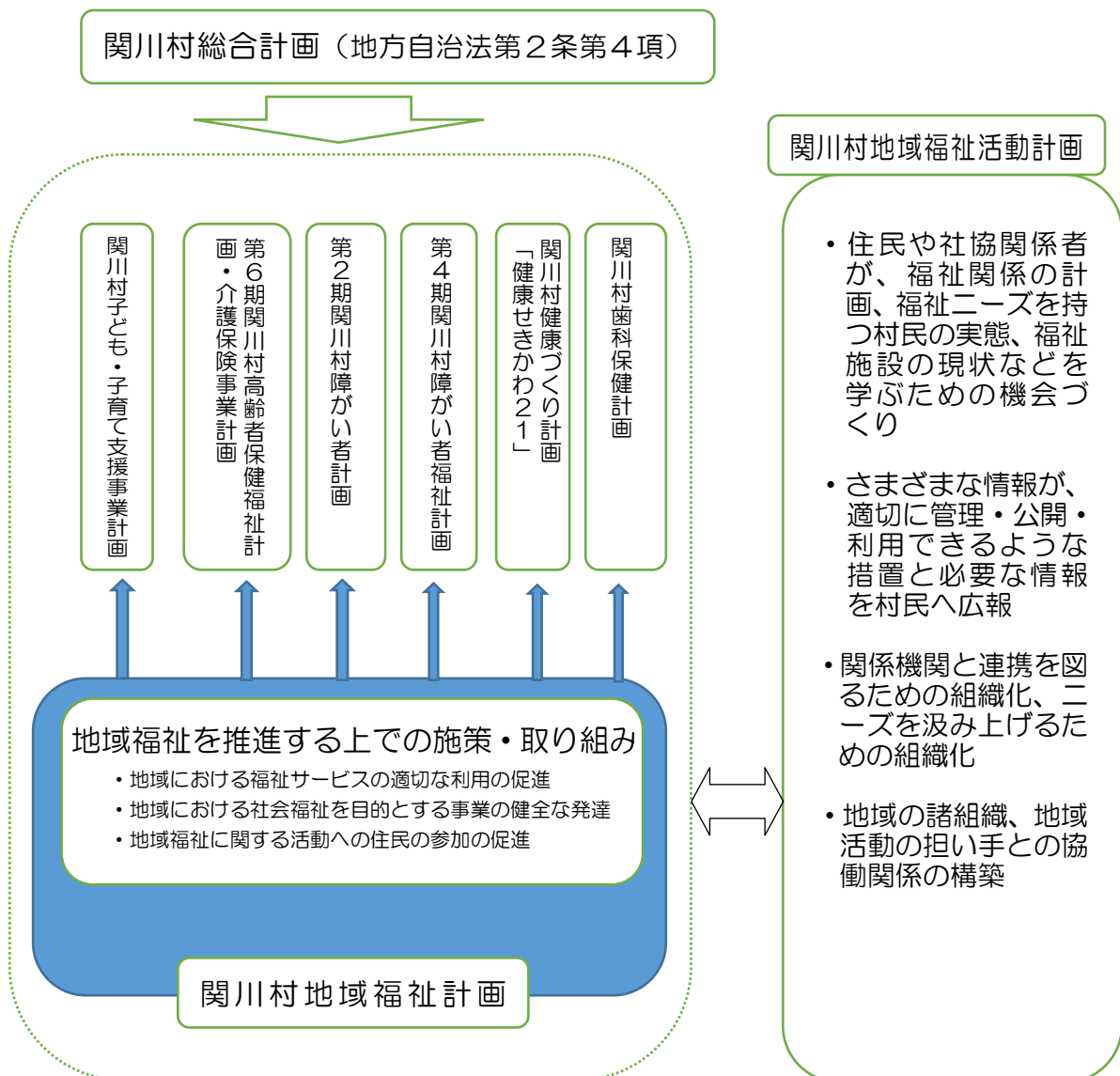
この二つの計画を合わせ、住み慣れたこの地域で誰もが安心してお互いに支え合い、良き隣人としてともに暮らし続ける村づくりをめざして、「関川村ふくしやろでばプラン」としました。

## 4. 各計画等との関係

地域福祉計画は、「関川村総合計画」を上位計画とした個別計画であり、地域福祉を推進するための目標を定め、取り組みを体系化する基本計画としての性格を持つものです。

支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されることを推進する役割を担っています。

各計画との関係



※福祉関係計画の位置づけは資料編 P37 参照

## 5. 計画の期間

この計画は、平成28年度から平成32年度までの5か年計画とします。

また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

### ■関連する計画の期間

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
					関川村地域福祉計画 関川村地域福祉活動計画				
第5次関川村総合計画 後期基本計画					第6次関川村総合計画 前期基本計画				
関川村次世代育成支援行動計画				関川村子ども・子育て支援事業計画					
	第5期関川村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第6期関川村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
	第2期関川村障がい者計画								
	第3期関川村障がい者福祉計画			第4期関川村障がい者福祉計画					
関川村健康づくり計画「健康せきかわ21」					関川村健康づくり計画「健康せきかわ21（第2次）」				
関川村歯科保健計画					関川村歯科保健計画（第2次）				



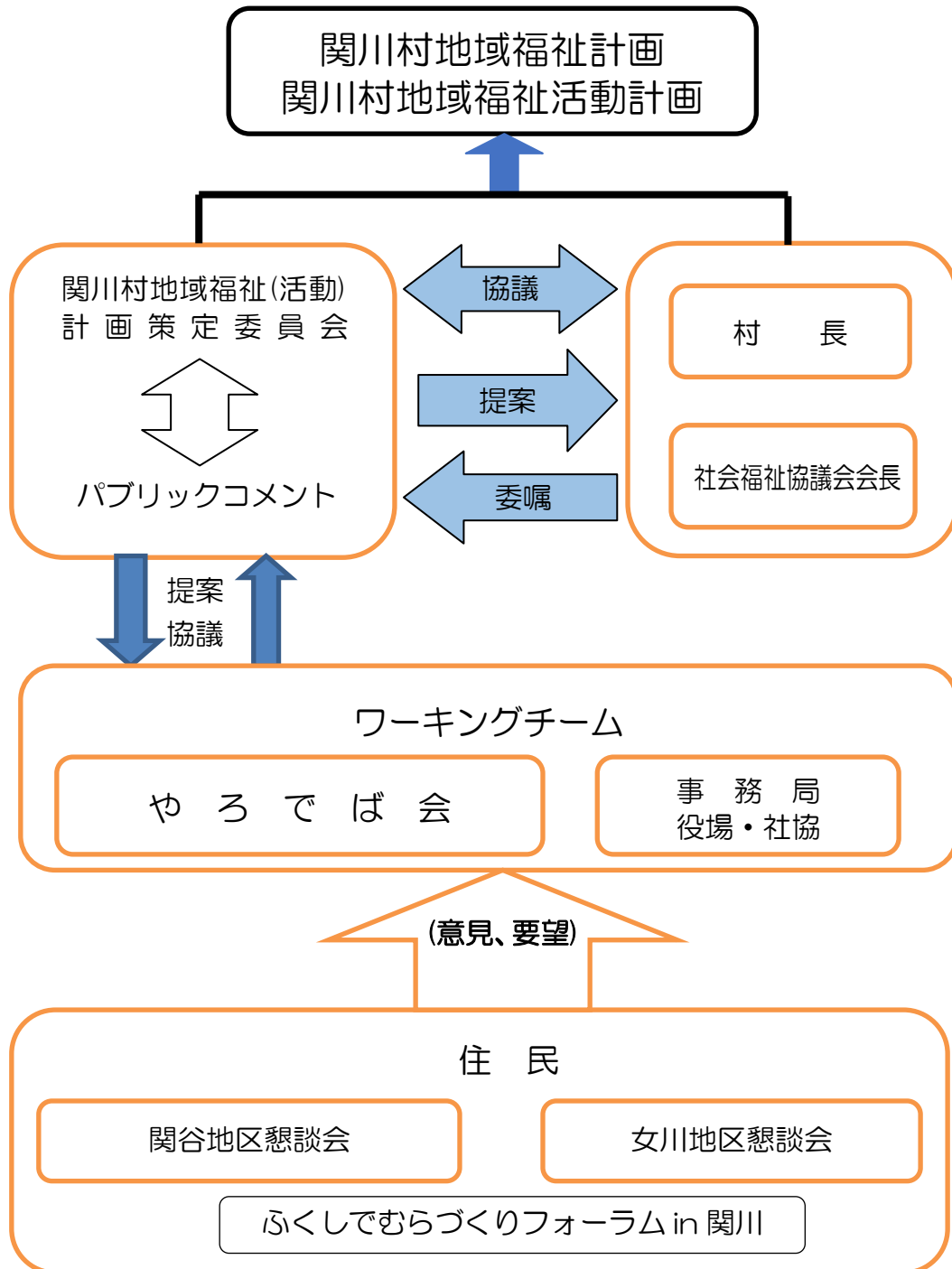
## 6. 計画の策定体制

(1) 関川村地域福祉(活動)計画策定委員会

計画策定に関わる全体事項の協議決定

(2) ワーキングチーム

計画策定に関わり、住民懇談会等の結果報告を踏まえ、地域課題等の検討、課題解決の提案等を議論します。



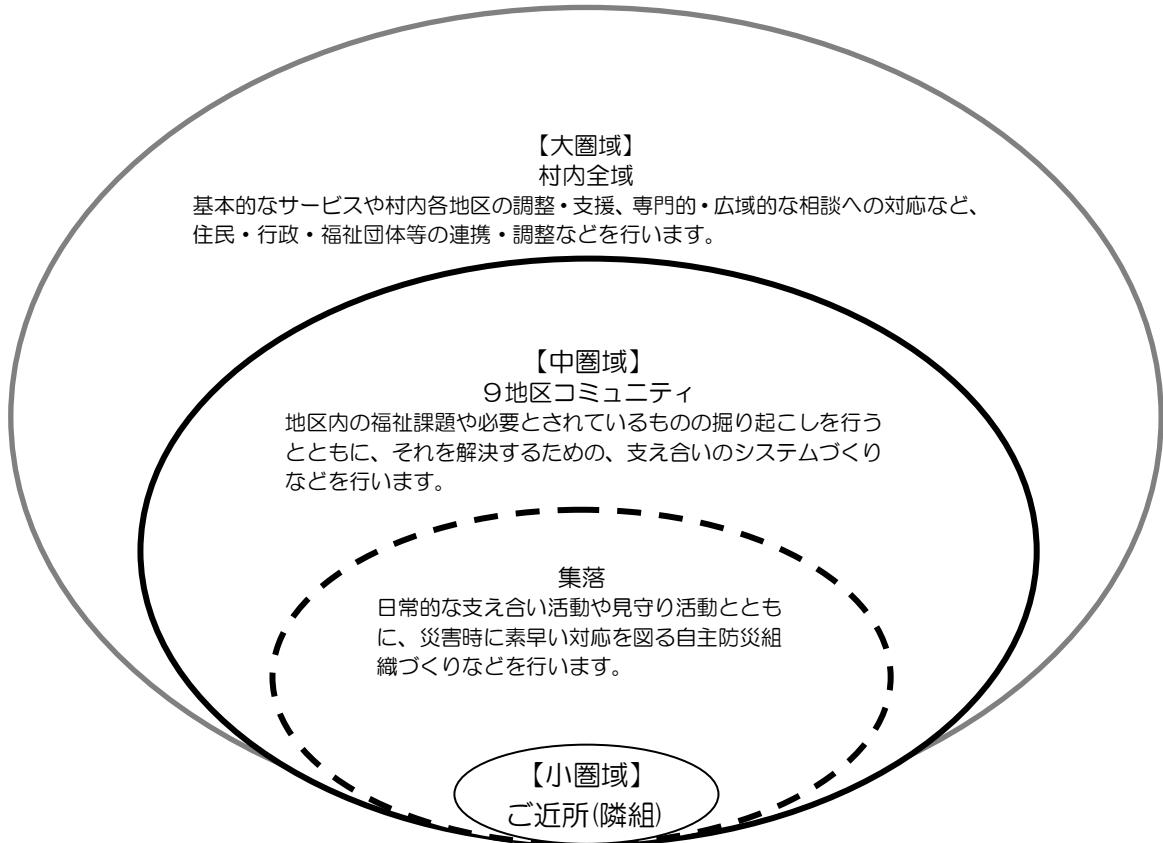


## 7. 地域範囲の考え方

地域福祉を進めていくためには、村全体で取り組むこと、村内各地区で取り組むこと、村民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが必要です。

隣近所付き合いが希薄になりつつある中で、見守り支え合い支援のコミュニティづくりの必要性が増してきています。地域コミュニティでの見守り支え合いシステムの構築を地域福祉の基盤づくりと考え、組織化を推進します。

このため、関川村では、3つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を活用・整備していくこととします。



これを単位としますが、中圏域の9地区コミュニティによる支え合いのシステムを使いながら、隣近所の再構築を考えていくことが重要になってきます。

※9地区 コミュニティ活動単位である、下関、上関、四ヶ字、霧出、湯沢、川北、七ヶ谷、九ヶ谷、女川の9地区を中圏域の基本とします。

イメージ図

平成27年3月31日現在

女川郷コミュニティ光禿 14集落 303世帯 1,006人		コミュニティゆさわ 3集落 213世帯 530人		ワラム九ヶ谷 8集落 138世帯 387人
コミュニティかわきた 9集落 218世帯 720人				
霧出コミュニティ 6集落 286世帯 949人	コミュニティ四ヶ字 5集落 129世帯 438人	下関コミュニティ 1集落 406世帯 1,189人	上関コミュニティ 1集落 154世帯 468人	ふれあい七ヶ谷 7集落 143世帯 440人

# 第3章 関川村の状況

## 第1 基礎データ

関川村 基礎データ			
項目		数	入手先 基準日
平成27年国勢調査 速報値人口		5,835	新潟県 H27.10.1
住民基本台帳人口	計	6,127	住民福祉課 H27.4.1
	年少人口	601	
	0～14歳（年少人口率）	9.8%	
	生産年齢人口	3,247	
	15～64歳（生産年齢人口率）	53.0%	
	高齢人口65歳以上（高齢化率）	2,279	
		37.2%	
自治会数(集落)		54	住民福祉課 H27.4.1
世帯数		1,990	住民福祉課 H27.4.1
民生委員児童委員数		22	住民福祉課 H27.4.1
主任児童委員数		2	住民福祉課 H27.4.1
単位老人クラブ数		21	住民福祉課 H27.3.31
生活保護世帯数		36	住民福祉課 H27.3.31
要介護認定者数	計	453	住民福祉課 H27.3.31
	要支援1・2	51	
	要介護1	92	
	要介護2	116	
	要介護3	70	
	要介護4	62	
	要介護5	62	
障がい者手帳所持者数	計	377	住民福祉課 H27.3.31
	身体障害者手帳	320	
	知的障害者療育手帳	57	
高齢者世帯数(65歳以上)	計	534	住民福祉課 H27.4.1
	独居世帯数	314	
	高齢者二人(夫婦)世帯数	220	
ひとり親世帯数(児童扶養手当受給者)		46	住民福祉課 H27.8.31
小学校(1校)	児童数	259	教育課 H27.4.1
中学校(1校)	生徒数	131	
保育園(2園)	園児数	139	住民福祉課 H27.4.1
児童館	光兔こども館	1	



赤い羽根共同募金運動～村内保育園～

## 第2 社会資源リスト

社会資源リスト

順不同

	項目	名称等
社会福祉施設等	高齢者福祉施設等	関川村老人憩の家「むつみ荘」 関川村デイサービスセンター「ふれあいの家」 関川村高齢者生活福祉センター「ゆうあい」 関川村社会福祉協議会訪問介護事業所 在宅 介護支援センター「垂水の里」 特別養護老人ホーム「垂水の里」 介護老人保健施設「関川愛広苑」 グループホームせきかわ 軽費老人ホーム「ケアハウスせきかわ」 小規模多機能「ハーティプラザ関川」 関川村地域包括支援センター ヘルパーステーションせきかわ
	障がい児・者福祉施設	関川村地域活動支援センター「さくら工房」
	児童福祉施設	下関保育園、大島保育園
	その他	関川村地域福祉交流センター「はなみの里」 関川村村民交流センター雲母里 関川村健康保養センター「ゆ〜む」 関川村農村文化交流センター「の〜む」 関川村地域文化交流施設「ちぐら」 せきかわ観光情報センター 関川村広域観光インフォメーションセンター「桂館」 関川村シルバー人材センター 村上警察署下関交番・上野新駐在所 消防署関川分署
活動拠点	ふるさと会館・集落集会施設等	ふるさと会館(女川地区、高田地区、川北地区、湯沢地区、七ヶ谷地区、九ヶ谷地区)、女川体力づくりセンター、ふれあい自然の家(田麦、片貝、金丸、土沢、安角、川北、女川)、生活改善センター(鍬江沢、金俣、田麦千刈)、集落集会施設(各集落)、関川村辰田新生活センター、関川村就業改善センター
公園		スポーツ公園、鮎谷農村公園、上川口農村公園、上野農村公園、幾地憩いの広場、高田農村公園、関川村中央公園、えちごせきかわふるさとトンボ池、荒沢河川公園、道の駅芝生広場、丸山公園広場
医療機関		佐藤内科医院、関川診療所、松村歯科医院、関川歯科診療所
教育施設		関川小学校、関川中学校
	その他活用可能な社会資源	歴史と道の館、大石オートキャンプ村、大石ダム湖畔公園、大石森林総合利用施設、万木山森林公園、村宮鷹の巣キャンプ場、せきかわふれあいど〜む、関川村体験滞在施設「光兎寮」、旧七ヶ谷保育園、旧女川保育園、ふるさとふれあい農園、郷蔵

## 第3 人的資源リスト

人的資源リスト

順不同

	項目	名称等
団体 グループ	福祉活動団体	社会福祉協議会
	ボランティアグループ	ポテンティアセンター登録者148人
	NPO法人	ふれあいネット関川(さくら工房) ココスタ(らく～な関川親の会) ホップ・ステップ・げんき!
	その他の団体	区長連絡協議会 コミュニティ連絡協議会 関川村民生児童委員協議会 地域包括支援センター 消防団 老人クラブ協議会 健康づくり推進員連絡会 関川村母子推進 食生活改善推進員協議会 生活改善研究会 自然環境管理公社 青少年健全育成協議会 シルバー人材センター 地域の茶の間 知的障がい者家族会「手をつなぐ育成会」 精神障がい者家族会「あけぼの会」 子育てサークルピーカーブー やろでば会 企業等



福祉健康フェア  
「地域活動支援センターさくら工房」  
～お弁当販売～



「老人クラブ大会」  
～介護予防体操～



「村子育て支援センター事業」  
～おやつ作り講習会～

# 第4章 基本理念と目標

## 第1 基本理念

### 「支え合う ふくしで村づくり せきかわ」

関川村は平成の大合併の中、合併しないことを決め現在に至っています。このことは、顔の見える住民自治、地域福祉で小さくともキラリと光る強みとなっています。

関川村には、働く場となる大きな企業は少なく、村上市や胎内市、新発田市など近隣市町村で働く人が大半です。そのため、人口の減少、少子高齢化や核家族化の進展などに伴い、一人暮らし高齢者や障がい者の問題、高齢者・障がい者・子どもへの虐待など、地域の理解や協力なしには解決できないさまざまな課題があります。

このような課題を解決するためには、身近な地域や村全体の中であらゆる人々のふれあいや支え合いを育むとともに、村民一人ひとりが共有の課題として受け止め、人や地域のネットワークでお互いに補い合いながら、地域ぐるみで解決していくことが必要となっています。

また、平成28年度に策定された「第6次関川村総合計画」の基本構想においては、「豊かで住みよい活気ある村」という将来像が定められおり、本計画では、障がい者、高齢者になっても生活し続けられるための計画を策定してきました。

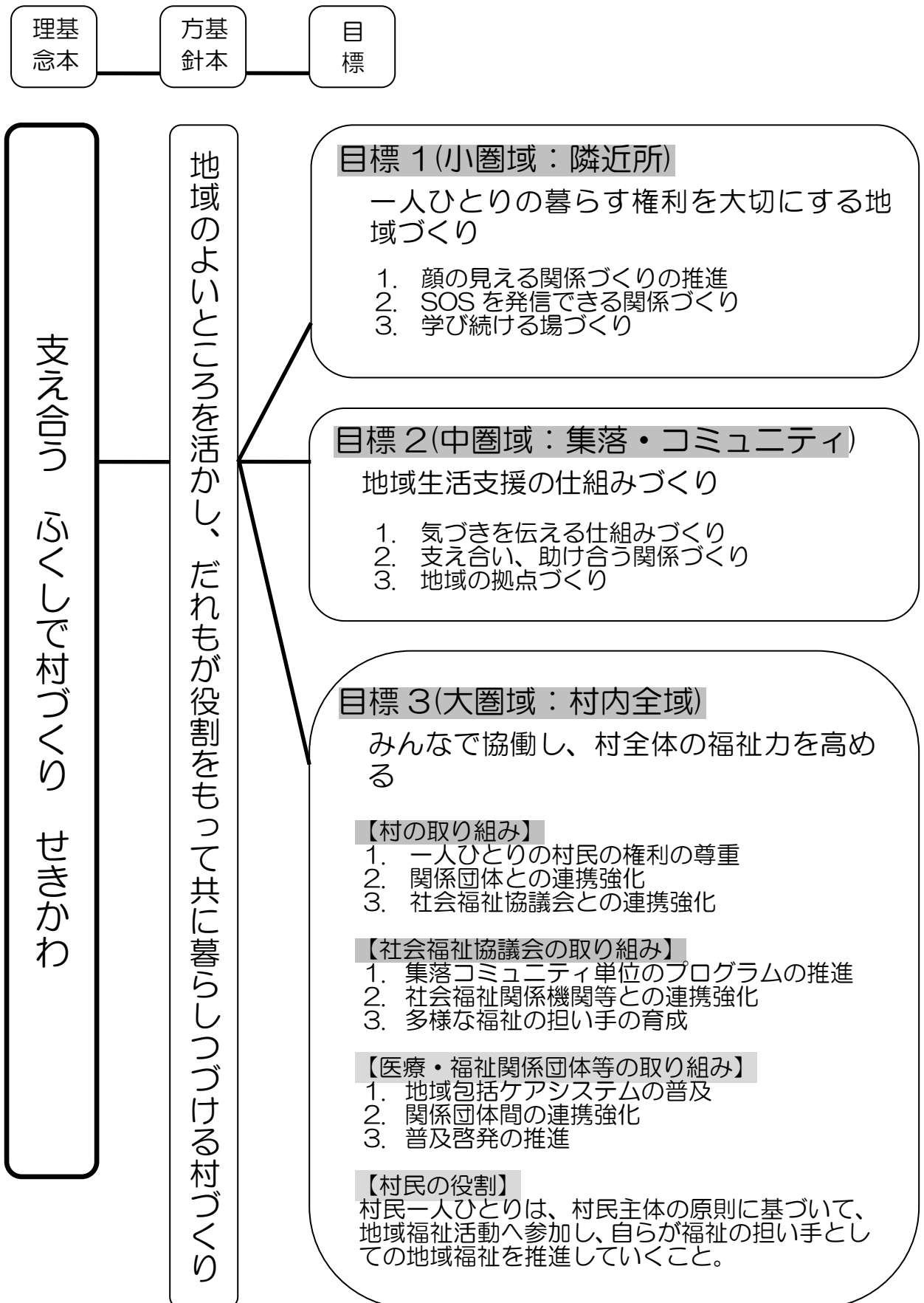
「関川村ふくしやろでばプラン」(関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画)では、住み慣れたこの地域で誰もが安心して、お互いに支えあい、よき隣人としてともに暮らし続ける村づくりを目指しています。共生社会の仕組みづくりには、地域ぐるみになって村の福祉を高めていくことにより、地域包括ケアシステムの構築のみならず、村民全体が参加する基盤になると議論を重ねてきました。

そこで、基本理念を達成するため基本方針と3つの基本目標を定めました。

これらは、地域福祉を推進していくにあたって、これまでに実施した地域福祉に関する住民懇談会、フォーラム、各種団体懇談会、ワーキング会議などから得られた意見を踏まえ、今後、私たちが目指していく方向性を示したものです。



## 第 2 計画の体系



## 第3 基本方針

### 「地域のよいところを活かし、だれもが役割をもって共に暮らしつづける村づくり」

豊かな自然、歴史と文化、人の情と地域の連帯感など、私たちの住む関川村には良いところが沢山あります。

基本理念に基づき、住み慣れた地域のつながりの中で、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、高齢になっても、認知症になっても生きがいや社会的役割をもつことができる村づくりと、だれもが生きる権利を有し、人間として尊重され、差別や偏見のない、より豊かな生活を送ることができる村づくりを目指します（権利擁護に関する法令抜粋は資料編P38参照）。



## 目標 1 (小圏域：隣近所)

### 「一人ひとりの暮らす権利を大切にする地域をつくる」

#### 現状と課題

「向こう三軒両隣」という言葉があるように、「近所づきあい」が地域づくりの基本となりますが、昔に比べ隣人関係が希薄になる傾向があります。そこで、すべての村民が、高齢者や障がいのあるなしに関わらず、助け合い、安心して暮らし、社会参加しやすい地域をつくる必要があります。

#### 村民と事業者の声

- ・住民どうしのつながりを増やしたいです。
- ・マイカーがないと買い物にもなかなか行けません。
- ・雪下ろしが大変です。
- ・助けを求めやすい環境がほしいです。
- ・気づきの窓口のようなものが、明確であれば良いように感じます。
- ・災害がおきると不安です。
- ・全て自分の事として考えていきたいと思えます。
- ・一人ひとり村民の自覚と誇りをもって協力していきたいです。
- ・今後も村にいて、幸せを感じる活動をしていきたいです。

#### 取り組み

村民一人ひとりがあいさつや声かけからはじめ、地域のつながりを深めていくとともに、地域で行われているさまざまな活動に自発的に参加し、みんなでふれあい、支え合える地域づくりをめざします。

#### 1. 顔の見える関係づくりの推進

- ① あいさつをしよう。
- ② 隣近所で支援が必要な人の見守りに努めよう。
- ③ 「広報せきかわ」や「社協だより」、回覧板などを読み、村をはじめ関係機関・団体からの情報に目を通そう。

#### 2. SOSを発信できる関係づくり

- ① 自分の周りに支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政機関などへつなごう。
- ② 自主防災組織の活動、防災訓練に参加しよう。

#### 3. 学び続ける場づくり

- ① 地域福祉・福祉サービス等の講演会・勉強会などに参加しよう。
- ② 地域行事やイベントなどで健康づくりに関する講座に参加しよう。
- ③ 自治会、老人クラブ、子ども会などが行う地域行事へ参加しよう。

※事業者とは、地域福祉活動団体・関係機関団体・ボランティア団体・NPO等をいいます。





住民参加型在宅福祉サービス  
～ささえあい買い物支援～



コミュニティ内での助け合い  
～雪下ろしボランティア～



視覚障がい者へ向けた音声訳ボランティアによる  
～広報せきかわ録音作業～

## 目標2(中圏域：集落・コミュニティ)

### 「地域生活支援の仕組みをつくる」

#### 現状と課題

関川村では、高齢化が進み、ご近所づきあいが危うくなってきています。また、地域には、高齢者をはじめ、障がいのある人、子育てをしている人など、支援を必要とする人たちが暮らしています。

そんな中で、支援の必要な人たちが身近な地域で安心して生活していけるよう、集落でも支援に取り組んでいるところです。たとえば、自主防災組織(集落)では、災害時の要支援者にかかる名簿作成や個別支援計画を進めています。

さらに、見守りシステムの単位として集落・コミュニティ単位の見守りシステムの充実が必要です。ひとりで悩んでいる人も、コミュニティの行事や地域活動等を通じて、隣近所と助け合いにより解決することが地域社会の理想だといえます。

#### 村民と事業者の声

- ・人が少なくなって、昔からの行事ができなくなってきています。
- ・若者が地区のイベントにあまり参加しません。
- ・住んでいたいという魅力が感じられません。
- ・集落の行事等への参加が少なくなり、人間関係が希薄になりつつあります。
- ・公共交通機関がとぼしく、買い物や通院が不便です。
- ・一人暮らしや老人世帯が多くみられるので、買い物手助けや見守り体制を整えて欲しいです。
- ・土日のバス運行も考えてもらえたらと思います。
- ・家に閉じこもっている人がいます。
- ・働く場所が無くて困っている人がいます。
- ・学校は出たが就職がうまくいかず困っている人がいます。
- ・働くための準備の手伝いが必要な人がいます。
- ・保育園入園前の子どもたちの交流の場がありません。

#### 取り組み

安心・安全に暮らせる仕組みをつくることを進めていくために、支援の必要な人もそうでない人も地域ぐるみで気づく力を高めていくことが必要です。そして、誰もが不安なく人の力を借りて、誰もが人の力になり支え合える地域づくりを目指すことが求められます。

#### 1. 気づきを伝える仕組みづくり

- ① 地域住民の健康づくりを進めていきます。
- ② 自治会は活動の活発化の為、活動内容などの情報発信に努めます。
- ③ コミュニティ単位のプランづくりを進めていきます。

- ・高齢者の知恵を伝える場所がほしいです。
- ・気軽に交流できる居場所がほしいです。
- ・元気な高齢者や子どもたちにもボランティア活動に参加してほしいです。

## 2. 支え合い、助け合う関係づくり

- ① 地域ぐるみで防犯防災活動を強化していきます。
- ② 災害に対して迅速な対応ができる地域をつくっていきます。
- ③ 日頃から支えあう体制をつくり、地域の安全を守るよう努めます。
- ④ 暮らしぶりに応じた「デマンドタクシー等の移動手段」を検討していきます。

## 3. 地域の拠点づくり

- ① 地域の茶の間活動を推進します。
- ② SOSが言える「気軽な居場所」づくりを進めていきます。
- ③ 社会に出るきっかけとなる「居場所」づくりを進めていきます。



地域の茶の間  
～世代間交流～



地域の茶の間  
～介護予防～

## 目標3(大圏域：村内全域)

### 「みんなで協働し、村全体の福祉力を高める」

#### 現状と課題

関川村では、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉に関する個別の計画を策定し、それぞれにそった福祉の施策や事業を進めており、あわせて民生委員・児童委員、区長の方々を中心に、地域の高齢者等の安否確認を行っています。

また、地域に根ざした活動を行う団体やボランティア団体のように地域を越えた広い範囲で活動している団体などが、それぞれ目的を持って活動しています。

一方、活動の担い手不足の問題に直面しており、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するために、村民・村・社会福祉協議会・関係団体等が連携しながら、それぞれの役割を担うことが重要であり、そのためには人材を育成するとともに、参加しやすい環境を整備することが必要です。

よって、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築していく必要があり、福祉力を高めることが重要な要となってきます。

#### 村民と事業者の声

- ・空き家問題、引きこもり対策、自殺予防等、福祉についての課題は、行政も住民も協力して、一緒に取り組んでほしいです。
- ・若者の村外流出の歯止めと、人口増加をねらった村づくりを考えてほしいです。
- ・若い人たちの集まるような事業をやってほしいです。
- ・急速に進む少子高齢化対策を、何とか工夫してやらなければならないと考えさせられました。
- ・障がい者の施設が少ないです。障がい者への権利擁護の支援を充実してほしいです。
- ・農業の担い手が少ないです。障害者の雇用の場として農業が考えられないでしょうか。

#### 取り組み

村民、行政、社協、医療・福祉関係団体等が地域コミュニティと協働し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるようにすることが求められます。

#### 【村の取り組み】

#### 1. 一人ひとりの村民の権利の尊重

- ① 成年後見制度の円滑な実施に向けての基盤整備と普及啓発します。
- ② 新潟県社会福祉協議会と協力して、日常生活自立支援制度の推進を図ります。
- ③ 虐待防止の迅速な対応と防止に向けた取組みを強化します。
- ④ 生活困窮者自立支援制度の実施主体である新潟県と協力して、支援を行います。

- ・認知症の人も暮らしやすい村にしてほしいです。
- ・医療施設が少ないです。(夜間は無医村)
- ・安心して医療を受けたいです。緊急時の医療を充実させてほしいです。ホスピス的な施設があったらいいです。
- ・関川村では全国でも有名な猫ちぐらがあるので、若い方にも伝統品として受けついでもらえると良いのではと思います。
- ・温泉も廃業しているところが多く、今後老朽化してくるので何か使い道はないでしょうか。
- ・『～は関心ないから…』とあきらめたり無関心になったりしてはられないと強く思いました。
- ・ここに住んでいて良かったと思える村になってほしいです。

**【やろでば会の提案】**

- (1) 渡辺邸生誕祭
  - ・酒の陣・スカイランタン
- (2) 居場所の創設
  - ・障がい者や引きこもり者等の居場所・働き場所
- (3) 移送支援
  - ・デマンドタクシー、住民による移送ボランティアシステム

- ⑤ 要支援者等が迅速かつ安全に避難できるよう「関川村地域防災計画」に基づき、防災対策の充実を図ります。
- ⑥ 権利擁護等に関する情報が得やすく、相談しやすい体制づくりを推進します。

**2. 関係団体の連携を推進強化**

- ① 国県、関係市町村と連携します。
- ② 村のさまざまな団体と村外機関との連携を図り、見守りネットワークづくりを強化推進します。
- ③ 地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- ④ 各種団体・教育関係機関と連携し、ボランティア活動の支援、啓発、福祉を知る機会と出会いの場の創設を推進します。

**3. 社会福祉協議会との連携強化**

- ① 地域を支える人材育成を推進します。
- ② 生活困窮者に対する支援を推進します。
- ③ 高齢者や障がい者の権利擁護を図り、制度の周知をします。
- ④ 計画推進のコーディネーターとして位置づけます。

**【社会福祉協議会の取り組み】****1. 集落コミュニティ単位のプログラムの推進**

- ① 村と連携し、災害発生時において、災害ボランティアセンターの設置・運営に努めます。
- ② 関係機関・団体・ボランティア等と協働し、地域コミュニティの支援をします。
- ③ 集落、コミュニティと連携し、公共施設の有効活用に努め、誰もが交流できる場を増やし、見守りや声かけの支援をする人材を育成します。
- ④ 社協だより、ホームページ等を活用し、地域福祉の考え方や趣旨について村民に周知し、共同募金の配分金を助成する仕組みの拡大を図ります。

**2. 社会福祉関係機関等との連携強化**

- ① 各種関係機関と連携し、行政窓口や専門相談機関への橋渡しをします。
- ② 緊急な生活課題に対応するため、生活困窮者自立支援、生活福祉資金貸付、小口資金貸付等の支援、権利擁護を行政と連携して行います。
- ③ 保育園・教育委員会等と連携します。

**3. 多様な福祉の担い手の育成**

- ① 出前講座などで健康づくりに関する講座の実施に努めます。
- ② 引きこもり支援をします。
- ③ ボランティアセンターの周知と活動の活性化を図ります。
- ④ 子育て、いわゆる福祉教育(知る機会、出会う機会)の充実を図っていきます。

**【医療・福祉関係団体等の取り組み】**

**1. 地域包括ケアシステムの普及**

- ① 在宅の高齢者の生活を支えるために、医療・介護の連携体制の推進、介護予防と健康づくりの推進、認知症対策等を展開していきます。
- ② 高齢者等の生活を支えるため、近隣の見守り助け合い、ボランティア、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉団体等の協働により、地域のネットワークを強化していきます。

**2. 関係団体間の連携強化**

- ① 地域の保健・医療・福祉の連携のもと、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、生活困窮者支援等の拡充を図るため、村内外の関係団体と連携します。

**3. 普及啓発の推進**

- ① 地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、他職種での研修を行います。
- ② 在宅医療・介護サービス・介護予防等の知識、関心を村民が持てるように意識の啓発をします。



福祉教育  
～認知症サポーター養成講座～



コミュニティ代表へ向けた  
～防災講習会～

## 策定のための村民の役割

村民一人ひとは、住民主体の原則に基づいて、地域福祉活動へ参加し自らが福祉の担い手となる必要があります。

地域の福祉課題の解決は、そこに住む村民にとっての生きる権利や暮らす権利を守ることに他なりません。そこで、行政や専門機関による適切なサービスが実施されているのかどうか意見を述べたり、新たな制度や事業などの説明会や各種審議会などへ、積極的に参加したりしていくことが大切な役割となります。

## ワーキングチーム「やろでは会」の提案

計画づくりには、村民の積極的な参加が必要です。そこで、生活上の困りごとを抱えている人やSOSを発信できない人のニーズを探し出し、誰も排除することのない地域をつくるために、村民一人ひとりが地域福祉の担い手として参加していくことが計画づくりの第一歩となります。

現在、関川村の若い世代であっても勤務地が村外であったり、自分の生活を維持することに精一杯であったり、地域に関心があっても参加できるだけの時間や余裕がない状況にあることも否めません。しかし、計画づくりは行政と社協の力だけでは困難であり、参加と発見、提案、共有するメンバーに先達チームとして「ワーキングチーム」を立ち上げることになりました。

平成26年7月に発足したこのチームの参加者は、地域の若者を中心として、地域福祉に関心のある村民、村外で働く人や福祉関係者などで（年齢不問）、「誰でも、いつ来ても良く、出入り自由な会」としました。但し、立ち上げ時には地域振興局、敬和学園大学、新潟県社会福祉協議会の力をお借りし、計画に対する意見の発信のため具体的な方法などを議論、検討し提案をしてきました。

平成26年度は、住民懇談会での様々な村民の意見を集約し、この村の地域福祉を推進するための具体的な提案事項を検討しました。それが、渡辺邸生誕祭・居場所の創設・移動支援の3つの提案です。

平成27年度は、村内外のみなさんに村民主体の地域福祉について学ぶ機会と、ワーキングチームの3つの提案を知って貰う機会として、「ふくしで村づくりフォーラム in せきかわ」を開催しました。さらに、この提案を実行に移すために各グループでの研修、視察、実際にスカイランタンを飛ばしてみる試みがなされました。再検討を繰り返しながら平成28年度は計画実行の準備とし、平成29年度からは実行の年として活動を推進していくこととなります。



# 第5章 計画を推進するために

## 第1 計画の進め方

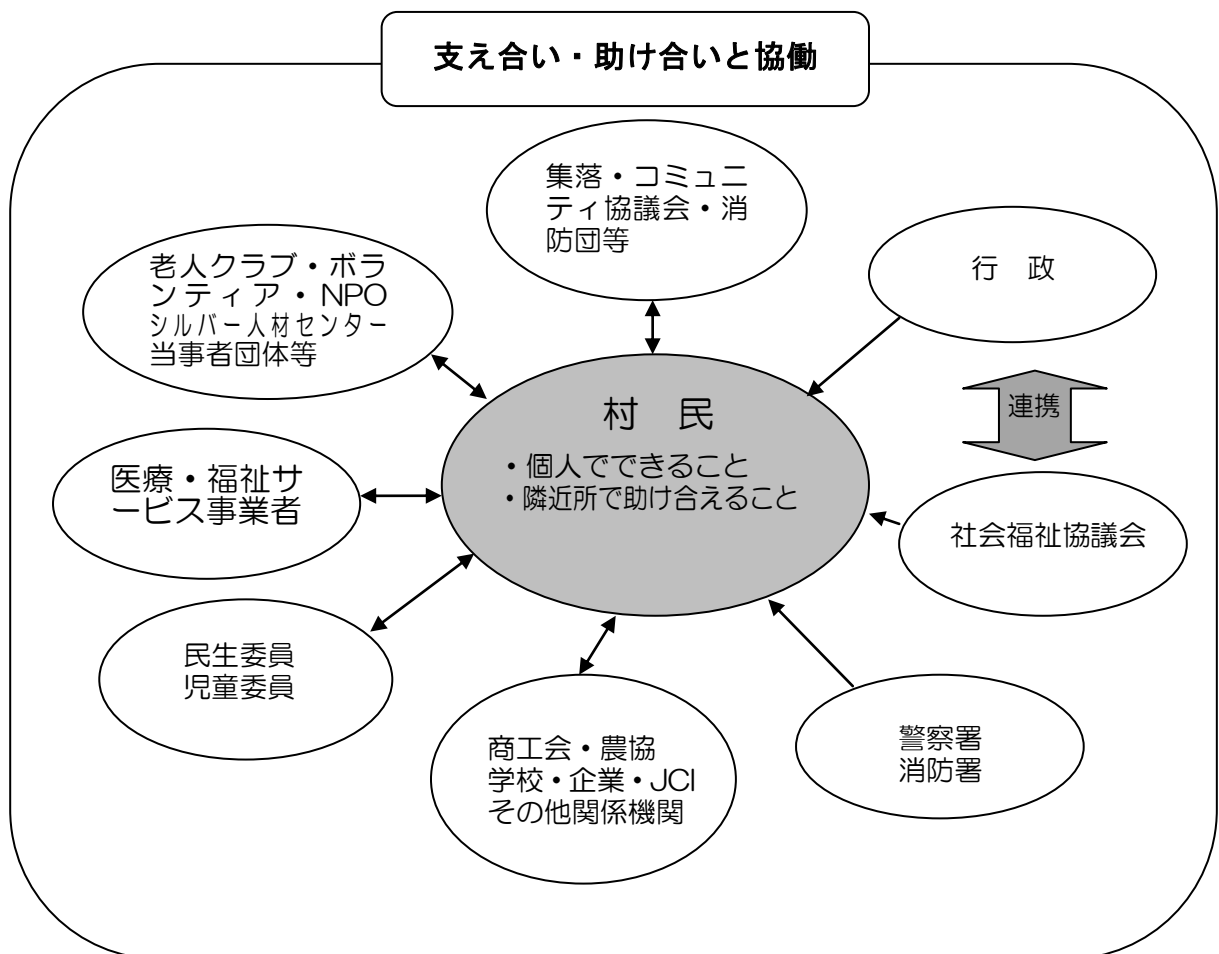
本計画の概要版を作成し、全戸に配布するとともに、村及び社会福祉協議会のホームページに内容を掲載して周知・普及を図ります。

### 1. 支え合い・助け合いと協働による計画の推進

本計画を推進するためには、村や社会福祉協議会だけでなく、村民一人ひとりをはじめ、民生委員・児童委員やボランティア団体、自治会、コミュニティ協議会等々との連携・協力による「協働」と地域福祉の原点である「支え合い・助け合い」の考え方が必要となります。

また、この「支えあい・助け合い」と「協働」により計画を実行するにあたり、各自の役割を明確に認識しておくことがとても大切です。

### 2. 支え合い・助け合いと協働のイメージ



## (1) 推進のための役割分担

### ① 村民、集落の役割

村民一人ひとりが、地域や福祉に対する関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに、地域の中で連携しながら助け合い、支え合いの関係を築き、解決していく行動が求められています。また、そのためには日ごろから地域の人たちが、あいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知りの関係を築いていくことが重要です。

### ② コミュニティの役割

旧小学校区等の範囲を基礎とし、村づくりを多様に支えることができ、村行政の一翼を担うという役割を持っています。ゆえに、行政からの福祉に関する情報提供や福祉施策の推進への協力、地区内の福祉課題やニーズを掘り起こし、解決するための支え合いのシステムづくりを推進する担い手です。

### ③ 村の役割

行政は、村民や地域、その他の団体等の自主的な活動を促し、地域福祉力の向上を図るとともに、福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。

また、地域における各種活動団体を把握し、相互に連携・協力を図り、団体間の交流や参加意向のある村民と団体の連携を図り、地域における福祉活動の推進に努めます。

### ④ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中心的な存在として、村民と地域福祉活動団体、医療・福祉サービス事業者、その他関係機関、行政とのコーディネート役としての機能が求められます。

### ⑤ 民生委員・児童委員の役割

地域住民の生活状況の把握や福祉サービスの情報提供等による地域福祉活動の担い手です。

### ⑥ 推進委員会の役割

計画に掲げる施策を効果的かつ効率的に推進されているか、村民の視点に立って成果を評価し、見直す役割を持ちます。

### ⑦ 推進ワーキングチーム「やろでば会」の役割

常に住民の視点から地域福祉を推進するために、住民や地域からの福祉ニーズを把握し、様々な福祉課題を解決するための取り組みを提案し、住民の活動につなげる役割を持ちます。

計画の推進にあたりチームの委員は会の運営を行うとともに、具体的な活動計画（渡辺邸生誕祭、居場所、移送等）を段階的に実行するにあたり、村民一人ひとりの役割を縫合する機能を持ちます。また、実行された計画内容の評価と見直し、新たなアイデアの提案も担います。

## 第2 計画の進行管理・評価

### 1. 計画の進行管理

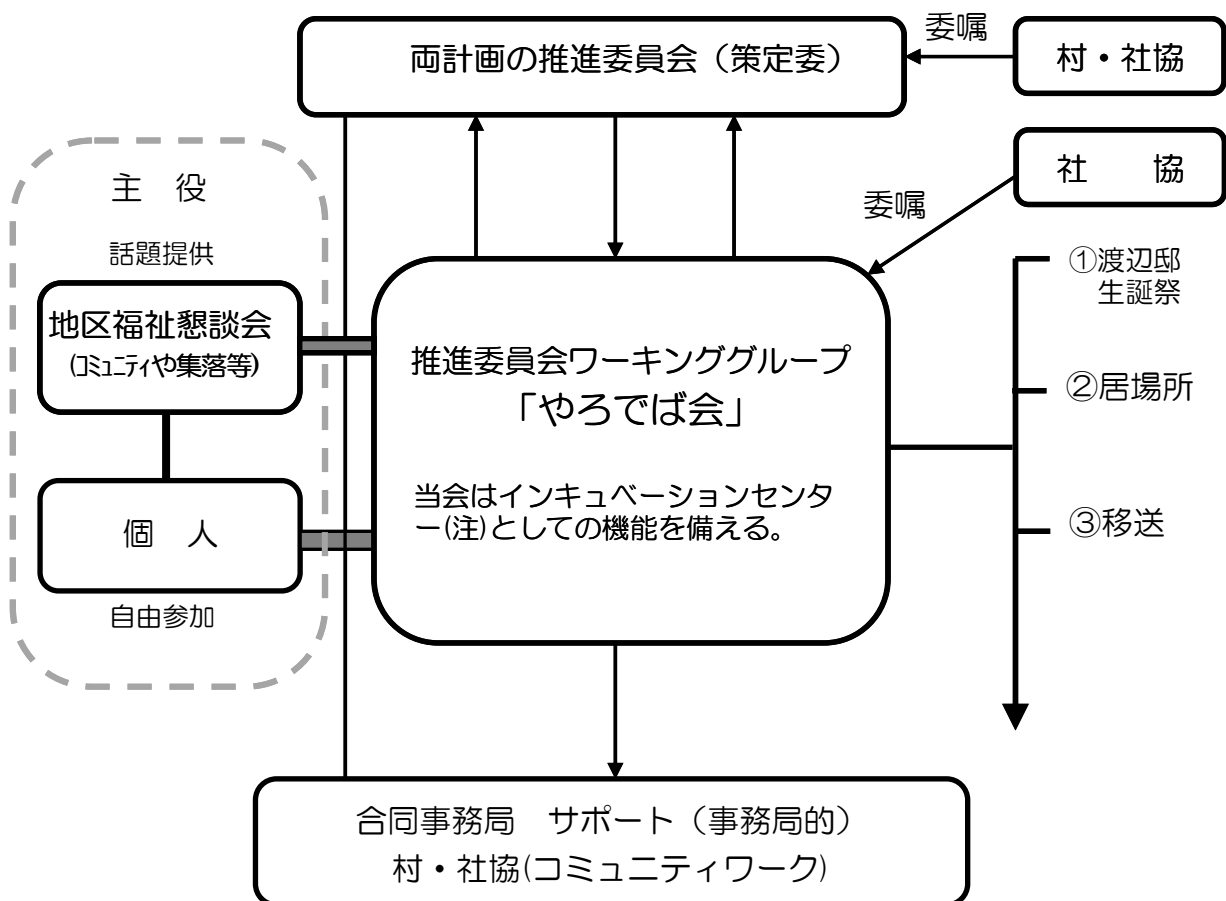
本計画は、関川村の「地域福祉計画」と関川村社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。このため、両者の連携を一層深めながら各事業を推進していく必要があります。

#### (1) 事業予算

本計画に基づき実施される事業・活動等は、当該事業等の担当機関・団体等が各年度に策定する事業計画に則って予算化し、実行します。

#### (2) 関係部署との連携

本計画の実施にあたっては、村民や集落、コミュニティ、関係機関・団体、民間事業者等との連携を緊密にし、協働の理念により推進します。



インプット（導入） → プロセス（経過） → アウトプット  
 地区福祉懇談会や個人からの地域福祉課題を推進委員会へ提供 → 提供された課題の検討 → 住民主体による課題の解決

注：インキュベーションセンター  
 新たな事業の創出に取り組むこと。取り組みのアイデアを提案する組織

## 2. 計画の評価

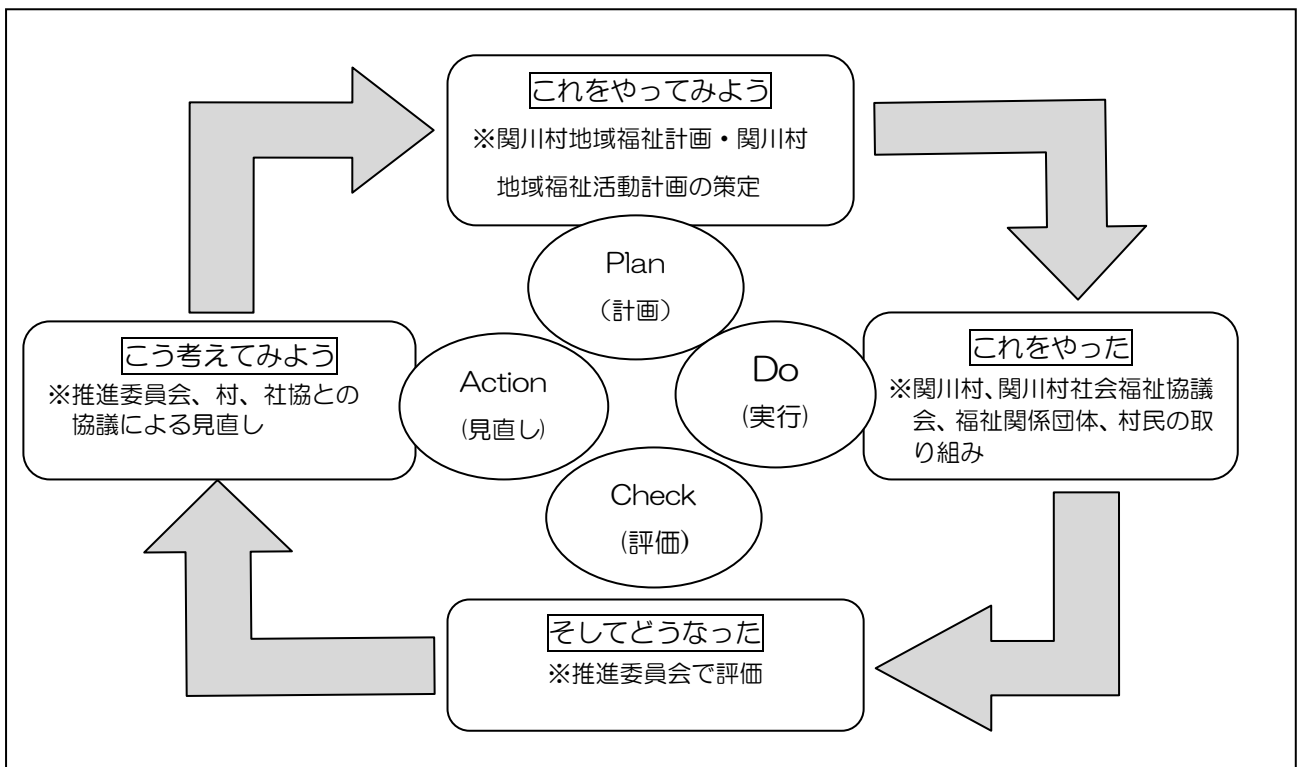
### (1) 実施事業の評価

行政及び社会福祉協議会のホームページにおいて、実施事業・活動に対する意見聴取を行い、計画の実施や見直しに反映していきます。

### (2) 計画の評価

本計画の最終年度に、計画に参画している関係団体等の評価を行うとともに、地域懇談会を開催し、村民の評価を意見集約し、次期計画に反映します。

#### ■PDCA サイクルの流れ



## 3. 地域福祉推進のための展望

計画の基本方針として「地域のよいところを活かし、だれもが役割を持って共に暮らし続ける村づくり」を掲げ、具体的な取り組みを3つの目標に大別しました。

一つ目には、村民一人ひとりがいさつや声かけからはじめ、地域のつながりを深めていくとともに、地域で行われているさまざまな活動に自発的に参加し、みんなでふれあい、支え合える地域づくり。二つ目に、安心・安全に暮らせる仕組みをつくることを進めていくために、支援の必要な人もそうでない人も地域ぐるみで気づく力を高めていくことが必要で、誰もが不安なく人の力を借りて、誰もが人の力になり支え合える地域づくり。そして、三つ目に村民、行政、社協、医療・福祉関係団体等が地域コミュニティと協働し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるようにす

ること。

これらの目標に沿って村民一人ひとり、村、社会福祉協議会、各種活動団体、医療・福祉関係団体等、ボランティアなどが手を取り合って、主体的に取り組みの推進をしていくことが求められます。

また、本計画の考え方や内容、関川村における地域福祉について、広く村民に理解していただくため、様々な機会を通じて村民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進するため、村や社会福祉協議会は普及啓発に努めることが重要となります。

## 4. 個人情報の取扱い

平成17年に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、村民の個人情報に関する意識は非常に高まっていますが、この計画の推進にあたっては、より実効性を高めるために支援を必要とする人の情報を正確に把握することが必要となっています。

この計画に基づき集められた個人情報は、法令を遵守し、村・社協において適正に管理していきます。ただし、支援を必要とする人の個人情報は、関係機関・団体と共有化することで、災害時などにおいて有効的活用することができることから、支援を必要とする本人または家族の同意に基づき、関係機関・団体へ定期的に個人情報を提供し、地域福祉の推進に役立てていきます。

# ○資料編

## 1.計画の策定経過

### ■平成 26 年度

開催日	会議名等	内 容
4月30日	設置要綱制定	
5月26日	策定委員の委嘱 第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○策定委員会の運営について</li> <li>○関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画策定方針について</li> <li>○今後のスケジュールについて</li> <li>○計画策定の勉強会開催</li> </ul>
7月22日	第1回ワーキング会議	○ワーキングチームの立上げ 20人
9月5日	第2回ワーキング会議	20人
11月15日 11月22日	住民懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関川村のふくしを話そう</li> <li>○関谷地区 84人</li> <li>○女川地区 37人</li> </ul>
12月3日	第3回ワーキング会議	20人
1月8日	第4回ワーキング会議	23人
2月5日	第2回策定委員会	○住民懇談会の報告
3月12日	第5回ワーキング会議	26人

## ■平成 27 年度

開催日	会議名等	内 容
4月23日	第6回ワーキング会議	24人
5月20日	第7回ワーキング会議	25人
6月26日	第3回策定委員会	○計画書枠組みとワーキング会議の報告
6月26日	第8回ワーキング会議	19人
7月16日	第9回ワーキング会議	17人
9月9日	各種団体懇談会	○計画策定の説明と福祉に対する意識調査
9月9日	第10回ワーキング会議	19人
10月15日	第11回ワーキング会議	15人
10月31日	ふくしで村づくりフォーラム in 関川	○「村長が語る！村の未来を」 ○基調講演 「誰もが役割を持てる地域づくり」 秋田県藤里町社会福祉協議会 会長 菊地まゆみ 氏 ○シンポジウム 「村の未来はみんなで創りだす」 ・参加者 293人
11月20日	第4回策定委員会	○計画素案を検討
11月20日	第12回ワーキング会議	13人
1月29日	第5回策定委員会	○計画素案を検討
1月29日	第13回ワーキング会議	21人
2月24日～ 3月1日	パブリックコメント募集	○役場ホームページ、村社協ホームページ、役場窓口、村社協窓口、公民館
3月3日	第6回策定委員会	○計画素案を検討・原案報告について
3月3日	第14回ワーキング会議	16人
	計画書の完成、配布	○概要版の全戸配布 ○関係機関等へ配布

## 2. 村民参加の概要

### (1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画のための住民懇談会

目 的	村民の地域に対する意識や地域福祉に対する参加の意向、福祉分野の生活課題などを把握します。
対象・方法等	地域住民全般を対象とし、関川地区と女川地区で開催（9地区コミュニティ）ワークショップ形式で話し合いを実施。KJ法の活用。
実施時期	平成26年11月15日 平成26年11月22日

#### ■地域福祉にかかわるニーズ等の把握

「みんなで関川村の福祉を話そう！」

- ① むらのいいところ  
観光・温泉・自然・人の温かみ・他
- ② 困っていること  
人口減少・高齢化・公共交通機関・居場所・他
- ③ 私たちにできること（こんな村にしたい）  
誰もが働ける場づくり・居場所づくり・他



a) 平成26年11月15日 関谷地区懇談会



b) 平成26年11月22日 女川地区懇



(2) ふくしで村づくりフォーラム in 関川

目的	福祉で村づくりの取り組みへの理解と村民参加を図る。
対象・方法等	地域住民全般を対象とし、フォーラム形式で開催。
実施時期	平成 27 年 10 月 31 日

■地域の福祉課題を解決する仕組みを創り出す活動

「ぼくらは（わたしたちは）ふくしで創る むらの未来を」※サブタイトル

①参加者：村内外より 293 名

②場 所：関川村村民会館「大ホール」

③内 容：村長の語り 「村長が語る！村の未来を」 関川村村長 平田 大六  
 講演 「誰もが役割を持てる地域づくり」～大胆なチャレンジを～  
 講師 秋田県藤里町社会福祉協議会 会長 菊地 まゆみ 氏  
 シンポジウム

「関川村のふくしは最高（最幸！）村の未来はみんなで創り出す」  
 シンポジスト やろでば会メンバー 菅原清夏さん

高橋正弘さん

遠山 修さん

アドバイザー 藤里町社会福祉協議会 会長 菊地 まゆみ 氏

コーディネーター 敬和学園大学 専任講師 川本 健太郎 氏

<村民が主体となり実行する計画に反映できる内容>

- 引きこもり支援（働く場の創設）
- 文化（村民の誇り）
- 移動（住民相互の支え合い）
- 居場所（住みやすい村）



## (3) 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

目的	地域福祉計画・地域福祉活動計画案の内容を審議し、村長・会長へ答申すること。
対象・方法等	学識経験者や村内福祉施設の代表者、村民活動団体の代表者など20名で構成。
実施時期	平成26年5月26日～平成28年3月31日（全6回）

## ■計画内容等の審議

- ①計画策定に関する勉強会を開催（敬和学園大学専任講師より講義）
- ②関川村の地域福祉を推進するため、ワーキングチームとの協働を図る。



#### (4) ワーキングチーム「やろでば会」

目的	関川村の地域福祉推進のため、自由な参加の場、個人の参加の場をつくり福祉課題を解決する取組の提案と活動プランを立案すること。
対象・方法等	暮らしの場が関川村にある人、村の地域福祉活動に関心や具体的な活動ができる人概ね20名程度で構成。(村内外問わず)
実施時期	平成26年7月22日～平成28年3月31日(全14回)

#### ■地域の福祉課題を議論し事業化に向けた取組み

- ①懇談会等の村民の意見を集約し議論(夜7:00～9:00)
- ②3つの提案(渡辺邸生誕祭・移送支援・居場所創設)
  - 渡辺邸生誕祭→酒の陣・スカイランタン飛ばし(消防署協力で模擬実施)
  - 移送支援→勉強会開催と村の交通事情を調査し、買い物難民等の課題調査
    - ・旧紫雲寺町における送迎ボランティア  
(旧紫雲寺町 前町長 鬼嶋正之 様)  
(地域生活福祉センターぐみの郷 長谷部仁 様)
    - ・旧越路町における地域支え合い事業  
(社会福祉法人中越福社会 みのわの里工房こしじ 入倉浩一郎 様)
  - 居場所の創設→休耕地、空き家、駅やバス停、公的施設等を探し交渉。
    - ・誰でも利用できるカフェ、引きこもりや不登校者支援、働く場の創設検討
- ③「ふくしで村づくりフォーラム in せきかわ」で発表(村民への周知と賛同)
- ④小委員会として計画の策定に携わり、地域のリーダー育成の仕組みをつくる。



(5) 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のための関係団体懇談会

目的	村内の各種団体に、地域福祉に関する意識などを把握すること。
対象・方法等	村内の各種関係団体のうち、村内福祉活動団体（1団体）、村内事業団体（2団体）、高齢者関係団体（2団体）、障がい者関係団体（2団体）教育関係団体（1団体）、公益団体（1団体）の合計9団体を抽出し、各種団体懇談会を開催。
実施時期	平成27年9月9日

■地域福祉推進への理解と福祉課題の共有

- ①懇談会を開催し、地域の福祉課題を共有します。
- ②継続した会の開催と地域の新たな資源開発を考える。

No	団体種別等	団体名	氏名
1	村内事業団体	関川村商工会	会長 中倉 虎 治
2	村内事業団体	にいがた岩船農業協同組合	組合長 本間 正 良
3	青年会議所	いわふね青年会議所	専務理事 平山 竜 也
4	高齢福祉団体	ケアハウスせきかわ	施設長 齋藤 梢
5	高齢福祉団体	ハーティープラザ関川	施設長 池田 芳 宣
6	障がい福祉団体	地域活動支援センターさくら工房	施設長 横山 富 男
7	障がい福祉団体	NPO法人 ホップ・ステップ・げんき	代 表 平田ゆかり
8	教育関係団体	関川村教育委員会	教育長 佐藤 修 一
9	民生児童委員協議会	関川村民生児童委員協議会	会 長 佐藤 啓 助
10	民生児童委員協議会	〃 第1部会（低所得・母子部会）	部 長 高橋かず子
11	民生児童委員協議会	〃 第2部会（老人部会）	部 長 五十嵐岳雪
12	民生児童委員協議会	〃 第3部会（身障・知障部会）	部 長 青塚 貞 夫
13	民生児童委員協議会	〃 第4部会（児童・青少年部会）	部 長 佐藤袈裟之
14	講 師	敬和学園大学	専任講師 川本健太郎
15	司会進行	新潟県社会福祉協議会地域福祉課	主 任 坂野健一郎
16	事務局	関川村	村 長 平田大六
17	事務局	関川村住民福祉課	課 長 中束正子
18	事務局	関川村住民福祉課福祉保険班	班 長 伊藤和義
19	事務局	関川村社会福祉協議会	常務理事 加藤義彦
20	事務局	関川村社会福祉協議会	事務局次長 田村 弥 一
21	事務局	関川村社会福祉協議会地域福祉活動係	係 長 加藤つや子

(6) 計画素案に対する意見の募集（パブリックコメント）

目的	村民の意見を反映した計画とするため、計画素案を公表し、意見を募集します。
対象・方法等	計画素案を村内の公共施設3箇所に備えるとともに、ホームページ上に公開し、村内在住・在勤する方、村内で活動する団体から意見を求める。（意見数：0件）
実施時期	平成28年2月～3月

### 3. 各福祉関係計画の位置づけ

#### ○関川村子ども・子育て支援事業計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、「関川村総合計画」を上位計画とし、「関川村次世代育成支援(後期)行動計画」、および各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本村が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。

#### ○第6期関川村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「関川村高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき策定するもので、高齢者全体に対する福祉事業に関する事項を定めるものです。「第6期関川村介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき策定するもので、介護給付費等対象サービスや地域支援事業の見込み量、介護サービスを提供する体制の確保など、介護保険事業の円滑な実施を目的として定めるものです。

#### ○第2期関川村障がい者計画

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障がい者計画」であり、障がい者及び障がい児への施策推進に関して、本村における福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくりなど障がい者のための施策について、基本理念や基本目標、施策の体系など基本的な指針を示します。

#### ○第4期関川村障がい者福祉計画

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する計画であり、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、各年度における障がい福祉サービスの必要量の見込みを示し、また、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関し必要な事項を示します。

#### ○関川村健康づくり計画「健康せきかわ21（第2次）」

健康増進法第8条に規定する「市町村健康増進計画」として策定するものであり、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、当村の実情に応じた健康づくり推進の方向性を具体的に示した計画です。また、第6次 関川村総合計画の個別計画として位置づけ、村民、家庭や地域、学校、関係機関・団体等及び村が、共通理解のもとに協働して健康づくりに取り組むための計画です。

#### ○関川村歯科保健計画（第2次）

関川村健康づくり計画「健康せきかわ21(第2次)」を上位計画とし、「健康せきかわ21(第2次)」の歯科保健分野の計画と連動しながら、生涯を通じてすこやかでいきがいに満ちた生活が送れるよう、歯や口の健康づくり施策の行動計画を具体的に定めたものです。

## 4. 権利擁護に関するその他参考法令抜粋等

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律より抜粋

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

(略)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

※「合理的な配慮」とは障害のある人が他の人同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、多大な負担を強いたりしない限りにおいて、配慮や調整を行うことである。

## 5. 関川村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設 置)

**第 1 条** 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく関川村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、地域福祉の推進について広く村民の意見を反映させるため、関川村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第 2 条** 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組 織)

**第 3 条** 委員会は、概ね 20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 村内小・中学校長
- (5) 学識経験者
- (6) その他村長が必要と認める者

(任 期)

**第 4 条** 委員会の委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

**第 5 条** 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

**第 6 条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶 務)

**第 7 条** 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

**第 8 条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

## 6 関川村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 この要綱は、関川村における地域福祉活動を計画的かつ効率的に推進するために関川村社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的として設置する地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

### (組 織)

第3条 委員会は、概ね20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 村内小・中学校長
- (5) 学識経験者
- (6) その他社協会長が必要と認める者

### (任 期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

### (庶 務)

第7条 委員会の庶務は、社協総務課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。



## 7. 関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画 策定委員会委員名簿

(区分内順不同・敬称略)

◎：委員長 ○：副委員長

区 分	氏 名	所属・役職名
1号委員	須 貝 二 郎	関川村区長連絡協議会 会長
1号委員	近 祐 治	関川村区長連絡協議会 副会長
2号委員	佐 藤 靖	佐藤小児科内科医院 院長
3号委員	◎ 佐 藤 啓 助	関川村民生児童委員協議会 会長
3号委員	坂野健一郎	新潟県社会福祉協議会 地域福祉課 主任
3号委員	鈴 木 忍	特別養護老人ホーム 垂水の里 施設長
3号委員	芳 賀 敬 介	介護老人保健施設 関川愛広苑 施設長
3号委員	伊 東 正 夫	知的障がい者家族会 手をつなぐ育成会 会長
3号委員	森 田 正 義	精神障がい者家族会 あげぼの会 会長
3号委員	船 山 剛	身体障がい者代表 三気の会会長(平成26年解散)
3号委員	田 村 優 子	子育てサークル ピーカーブー 代表
3号委員	渡 邊 道 子	関川村ボランティアセンター 運営委員長
4号委員	鈴 木 政 信	関川小学校 校長
4号委員	山 崎 明	関川中学校 校長
5号委員	○ 川本健太郎	学校法人 敬和学園 敬和学園大学 専任講師
6号委員	上 村 正 朗	新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課 課長(平成26年度)
6号委員	田 中 晋	新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課 課長(平成27年度)
6号委員	森脇千恵美	新潟県村上地域振興局 健康福祉部 地域保健課 課長
6号委員	吉 田 明 雄	関川地区老人クラブ協議会 会長
6号委員	船 山 久 治	関川村住民福祉課 課長(平成26年度)
6号委員	中 東 正 子	関川村住民福祉課 課長(平成27年度)
6号委員	加 藤 義 彦	関川村社会福祉協議会 常務理事
事務局	田村久美子	関川村住民福祉課 主幹(平成26年度)
事務局	伊 藤 和 義	関川村住民福祉課 参事(平成27年度)
事務局	加藤つや子	関川村社会福祉協議会 総務課 地域福祉活動係 係長

## 8.計画策定委員会ワーキングチーム「やろでば会」名簿

(順不同・敬称略)

◎：リーダー ○：事務局

氏 名	備 考
高 橋 正 弘	障害者就業・生活支援センター アシスト
長 谷 部 仁	地域生活支援センター ぐみの郷
遠 山 修	介護老人保健施設 関川愛広苑 事務長
伊 藤 由 加 里	障害者支援施設 浦田の里
三 科 大 作	関川村下関
小 澤 仁	関川村小見
平 田 大 之	関川村大島
市 井 浩 明	関川中学校PTA会長
堀 愛	関川村湯沢
高 橋 正 和	胎内市役所
平 田 達 哉	関川村社会福祉協議会
菅 原 清 夏	関川村社会福祉協議会
佐 藤 敦 美	関川村地域包括支援センター
長 谷 川 直 美	特別養護老人ホーム 垂水の里
小 澤 里 美	関川村下関
鈴 木 久 子	民生委員
松 田 裕 美	関川村下関
田 村 久 美 子	関川村役場(前事務局)
佐々木尚子	関川村社会福祉協議会
平 田 さ よ	在宅介護支援センター 垂水の里
石 山 恵 美 子	関川村下川口
川 崎 哲 也	関川村鮎谷
中 倉 睦 子	村上市
上 村 正 朗	新発田市社会福祉課 相談支援員 就労支援員
◎ 川 本 健 太 郎	学校法人 敬和学園 敬和学園大学 専任講師
田 中 晋	新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課長
森 脇 千 恵 美	新潟県村上地域振興局 健康福祉部 地域保健課長
坂 野 健 一 郎	新潟県社会福祉協議会 地域福祉課 主任
○ 中 束 正 子	関川村住民福祉課 課長
○ 伊 藤 和 義	関川村住民福祉課 参事
○ 渡 辺 凌 一	関川村住民福祉課 主事
○ 加 藤 義 彦	関川村社会福祉協議会 常務理事
○ 田 村 弥 一	関川村社会福祉協議会 事務局次長
○ 加 藤 つ や 子	関川村社会福祉協議会 地域福祉活動係長

## 9. ふくしで村づくりフォーラム in せきかわ

～ぼくらは、(わたしたちは)『ふくし』で創る むらの未来を～



### ※当日の概要

朝からの雨で、参加者の出足も遠のくのではないかと、心配するスタッフの声も聞かれましたが、13:00 開会の 2 時間前に受付に来られた方も現れ、開会まじかには一般席がほぼ埋まり、10 代から 70 代までの村内 223 名、村外 70 名、合計 293 名の方々に参加して戴きました。

フォーラムは、村長の開会挨拶から始まり、菊池まゆみさんの基調講演、シンポジウムと進み、皆真剣に聞き入ってくださり、予定通り閉会を迎えることができました。質疑応答の時間もあればなお良かったとの意見や、協力、応援を名乗って下さる方もおられ、村の福祉に対する関心の高さがうかがわれました。

閉会後も天候は雨でしたが足元の悪い中、ご参加頂いた皆さまに感謝申し上げます。

【主催】 関川村 関川村社会福祉協議会 新潟県社会福祉協議会 敬和学園大学  
地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ワーキングチーム「やろでは会」

H27.10.31 (sat)

## 【村長が語る！村の未来を】

関川村村長 平田 大六

本日は多くの方から、お休みのところ関川村のこの会場にお集まりいただき大変ありがとうございます。

私も、午前中、新発田市で会議があり、いま帰ってきたところです。

福祉は今に始まったものではなく、昔からある基本的なテーマだと思います。この村にもかつて福祉の礎を築いた先駆者が児童福祉にも高齢福祉の分野にもおられました。90年も前に農家の方から子どもを預かり、繁忙期を支えた方もおられましたし、公共施設のバリアフリー化を早い時期からすすめていた方々のグループもありました。故人になりましたが、ご紹介申し上げます。村内で初めて季節の託児所を開き、その後1,949年常設保育所の許可をうけ、全て自費でめんどろみられた木村霊山さん。

また、「高齢社会をよくする会」をたちあげ長年リーダーをつとめられた小池マコトさんです。

今の村の状況を考えると一層福祉を推進していく必要があります。直近の国勢調査では村の人口は6,000人を切るのではと思います。関川村だけでなく、日本全体で高齢化が進み、子供はどんどん減ってきています。

関川村でも小学校・中学校ともに1つずつになり、保育園の数も減りました。そんな状況の中で、この村で頑張っている方々がおられます。その実践が国全体の動向を先どりしたものになると考えています。

今後の活動はまだまだ模索中ですが、本日お話しいただきます秋田県の藤里町のように都会からも視察に来てもらえるような全国のモデルとなるような福祉をやりたいと思います。

昨年11月に開催した、住民懇談会でもいろいろなご意見をお聞きました。前向きな話が多く、地域福祉計画の策定は関川村において第2の福祉の原点になると考えています。ワーキンググループをはじめ、村民皆さんとともに、関川村の福祉を考え、村政の中で実現していきたいと考えています。

開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。よろしく願いいたします。

## 【基調講演の前に…現在作成中の地域福祉(活動)計画の中身を少しだけ紹介します】

関川村役場住民福祉課長

中東 正子

少しだけ地域福祉計画の話をさせていただきます。計画に係る最初の打合せは平成24年から始まり、今年の4月には策定委員会を立ち上げました。佐藤委員長をはじめ、ワーキングチームやろでば会のメンバーに村の福祉について構想を考えてもらっています。仕事を終えた後に、夜遅くまで本当に様々な企画をしています。



また、昨年の11月にこの会場と女川地区公民館で地区懇談会を開催し貴重な意見をもらいました。

私もこの4月から現職に就任し、実感していることは福祉の世界は広いということです。赤ちゃんから高齢者、人生の最後を迎えるために様々な課題があり福祉は多くのことに対応しなければいけません。自ずと行政と社協、福祉施設だけでは解決できない問題が出てきます。逆に地域の社会資源、住民の方の協力がないと解決できない問題の方が多いです。計画が完成しだい概要版を皆さんに配布させていただきます。ぜひお力を貸してください。

関川村社会福祉協議会

常務理事兼事務局長

加藤 義彦

私からはワーキングチームの説明をさせていただきたいと思います。計画策定に当たって様々な方から意見をもらうため関川村の福祉に興味のある方に集ってもらいました。名称も途中から馴染みやすいように「やろでば会」にしました。1回目を昨年の7月に開催し、延べ計11回開催しました。

開催時間は19時から21時、無報酬にも関わらず村の福祉を考えてくれる方が自主的に参加しています。やろでば会はまさしく地域の方から気軽に参加してもらい、そこに社協・行政も混ざって具体的な事業をつくっていく場になっていて、本当に多くのヒントをもらっています。今後益々、参加してもらうことによって福祉に興味が湧く場になってもらいたいです。

## 【誰もが役割を持てる地域づくり ～大胆なチャレンジを～】

藤里町社会福祉協議会

会長 菊池 まゆみ



藤里町にも合併の話はありました。でもどこも合併しても吸収されるのは分かっている。そうであれば最後の最後まで町民としてあがこうかということで独自の道を歩んできました。今、住民が口をそろえて言っていることは合併しなくて良かったということです。

そんな状況の中、我々の活動として実施した引きこもり支援。負け惜しみでは

なく、本気で本当にやって良かったと思っています。

最初に広報をさせてください。『藤里方式が止まらない』という書籍がでました。こういった講演会では良いところだけしか言いません。でも、実践には必ず失敗もあります。そういった裏話もあるのでぜひ買ってください(笑)。

自慢話ついでに。厚労省の副大臣が以前藤里町社協の実践に感動したと来てくれた。私たちも自信につながりこれで来年も補助金がもらえるかなとワクワクしていたのですが、

この話にはきちんとオチがあり、副大臣はその3日後に異動になってしまいました。

話を本題に戻します。就労困難者を支援している中で、気づいた事はほんのちょっとした躓きで、活動の場に戻って来られなくなるということ。そうではなく何度失敗しても大丈夫という場が必要だなと考えました。

そうした経緯ではじめた事業がこみっと。今年度、制度化された生活困窮者自立支援制度と取り組みが凄く似ています。

当初はいろいろな方を支援するという思いで実施していたのですが、いつの間にかマスコミはひきこもり支援に焦点を当てはじめ、ちょっと違うんじゃないかなという思いがあります。

このこみっと。当初私の案では、何回失敗しても良いという思いを込め、チャレンジの館という名称にしようと考えていましたが、職員からあまりにもダサすぎるだろうと不評をかけたので公募で決まりました。でも上には上がいるんですね。厚労省の偉い人は、生活困窮者自立支援制度を当初翼事業にしようと考えていたと言ってくれました。はっきり言って私以上にダサイ(笑)。でも、何度失敗しても羽ばたいていける仕組みという意味で、理念としては間違っていないと思います。ただ、厚労省がこの構想を出した際に、現場は、対象を限定してくれと凄い数の問い合わせがあったのは残念でした。

これからこみっとを半分、後半は町民生涯現役事業のお話しようと思います。まず当初こみっとに登録してくれた113名について。結論から言うと大半の方は自立しました。

これは、ちょっとした手続きが分からなかったり、中々第一歩を踏み出せなかった方が多かったことを表しています。具体的に言うとハローワークに明日行くと言って、そのままずるとその明日が永遠に来ないような方です。

やはり必要なのはほんの一押し、ほんのちょっとの関わり、ほんのちょっとの手助けなのです。結果、地域にはほとんどひきこもりがいなくなった。

この事業の原点は秋田県独自のネットワーク活動事業です。その名も一人の不幸も見逃さない運動。名称を見て本当にすごい事業だと思った。ただ、実際は一人暮らし老人だけの見守り活動になっていました。

私が入社当初に関わった方で印象に残っているケースがあります。その方は一人暮らしのおばあちゃん。少ないながらも年金収入があり、隣近所と仲良く暮らしていました。そこに行方不明の息子が返ってきた。その息子は仕事しないでおばあちゃんの年金をたかってお酒を飲んでいる。このケースに対し、上司には一人ぐらしで無くなったから見守らなくて良いと言われた。明らかに問題は悪化したのに本当におかしなことになっていました。

幸い私は、平成14年度に事務局長になり、組織でいろいろなことができるようになりました。前の事例のようなことが無いよう、大胆なことをやってみたいと思いました。秋田県社協からモデル地区の指定を受け、福祉でまちづくりを実施しましたし、平成20年度からは次世代の担い手づくりも行い、今のこみっと事業につながっています。

困っている方は地域にいっぱいいる。ただ、困りごとのある方が本当に常時支援が必要かというところではないわけです。繰り返しになりますが、ちょっとしたひと押しでその困りごとが解決することもあるのです。その時に必要なのが、インフォーマルの力とお互

いが支え合うトータルケアの仕組みだと思います。

例えば高齢者で一人暮らし。一見かわいそうで支援が必要と思われがちです。実際不便なこともあると思いますが、反面自由をもっています。その自由な時間でやれることはたくさんあります。足が不自由であれば、手を使えば良いし、その逆もちろんあります。

ひきこもりも家から出てきた時点でひきこもり卒業です。仕事をすると身動きできないので、それまでは町のために社会活動できるわけです。就職するまで藤里町のために頑張っていると話しています(笑)。

やれることを探し、できる形で参加してもらおう。いろいろな形で街づくりに参加できるはずなんです。我々の仕事はその役割や仕組みを考えることなのかなと思います。

我々がひきこもり支援を行う上で良く勘違いされていることがあります。それは彼らを無理やり家から引きずりだしてこみっとに通わせているというイメージです。そんな怖いことはしません(笑)。

ひきこもりは精神疾患といった医療の問題であって、福祉がやるべきことなのかという声も当初は多かったです。

実際、風邪の治療は福祉ではできません。でも食欲がないといたら食欲が出るような支援はできるのではないのでしょうか。もしかしたら、風邪をひいたときに助かるのはこっちかもしれない。

治療が必要な人であっても、精神科に一人でいけるか、自分で病状を説明できるかという問題があります。できない？じゃあ一緒に行くかいと。俺はトラウマがある、じゃあ一緒にカウンセリングに行きますかと支える。実際、利用当初にトラウマがあると下を向いて言っていた方も、自立の段階になると「そんなこと言っていたっけ」とケロっと忘れていくんですけど(笑)。

ところで皆さんはひきこもりと聞くとどんなイメージを持ちますか？藤里町では当初印象が凄く悪かった。特に高齢者の方は、最初からそんな人はいるはずがないという反応でした。民生委員の方もよく分からないと。

何回も採用面接から落ちる。そのままズルズルひきこもってしまう。このことを高齢者感覚では仕事をしていないから怠けているんだろう、柔だなと感じてしまう。

でも若者感覚ではその気持ちが分かるのです。同級会の幹事に話を聞いてみました。だいたい役場か社協か農協職員を探れば当たるのですぐに見つかります。その方たちにひきこもり支援のことを伝えると手を握ってくれて頑張れとエールをくれました。

「あいつ3～4年も家から出ていないんだ、俺の名前を出しても結構だから支援してやってほしい。」「俺はたまたま良い職場を見つけられた。でもあいつと同じ立場だったら難しかったかもしれない。」といった声を多く聞き、これは覚悟を決めてやるしかないと思いました。

正直、高齢の方がひきこもりの本当に気持ちを理解するのは難しいと思います。真面目に一生懸命で生きてきた世代ですから。昔はいっぱいいましたよね。学はないけど俺は頑張ったからここまでこられたと威張っているおじさん。それはそれで1つのかたち。でも今は社会情勢の変化により、若者はちょっとラインを外れるとレッテルを張られます。実は空気が読めないと言われていた方ほど空気が読めるのかもしれない。だから自分には居場所がないとひきこもってしまう。なにより周りの評価に気にしますから。

でもこみっとの開所式では老人クラブの皆さんが、250名もの参加者を集めてくれました。このことは分からないながらも事業には協力はしてくれる表れで嬉しかったです。実際に我々がどんな支援をしているかという情報提供に尽きます。よく勘違いされるのですが、お宅を訪問して家から出てきなさいといった説得はしていません。情報提供してもよいと言ってくれた方が113名いたということです。

正直嬉しいという反応はほとんどありませんでした。それでも情報提供を続ける中で、徐々にこみっとに興味をもってもらったり就職に向けて前向きになってくれた方がいました。やはり、こちらから強引に支援をするのではなく、自らの意志・考えで出てくるのが重要だと思います。

出て来てくれたら、次の段階です。こみっとを利用してもらって就労支援を行います。

求職者支援事業は面白いもので、傍目に絶対に就職は無理だろうと見える人も意外と就職していきます。能力の問題ではないですね。就労経験と離職からの期間が評価のポイントとなります。

また、あえてこみっとのある建物内に町のいろいろな事務所・事務局を置いてもらいました。

小さな町ですからいづれひきこもり支援を受けていることはすぐにバレます。そうであれば、こみっとを一步を踏み出せる場所としての位置づけ、ひっそり支援を行うのではなくどンドン人目につくようなやり方にしました。

地域の方が多く出入りする場所で、活動しているので自ずと応援団が増えていくんですね。一部勘違いしていた方もいましたけど。体重100kgを越える髭ぼうぼうの巨漢が町を歩いていたら誰もがビックリしますよね。彼はただ単にダイエットのためウォーキングをしていただけなんですけど、みんなが振り返るので俺って人気者だなと(笑)。

また、まいたけキッシュも大きなインパクトを与えました。初年度の売り上げが450万円。これにより、こみっとの地域の見方が変わりました。ひきこもりではなく普通に頑張っている若者という視点になりました。エネルギーは元々あったのに。単に活躍の場がなくくすぶっていたという認識になりました。そのため一層、いろいろな方から、地域の情報が入るようになりました。

最後に今年度は、地方創生事業を実施します。こみっとをやっている中でいろいろと分かってきました。正直、ひきこもり支援をする中で、何をしているか分からなくなってきたというのがあります。

もしかしたら、ひきこもりを対象にするのではなくいろいろな人を支援するという方向で始めた方が良かったのではないか。町民全てを対象に面白いことができるのではないか。

そんな思いから、地方創生事業として「町民全てが生涯現役を目指せるシステムづくり事業」を新たに実施することにしました。総務省からの補助がもらえれば派手にやり、もらえなければ地味にやると町長に伝えていました。結果もらったので派手にやります(笑)。

地方創生と聞くと、どこか若者やよそ者がやるというイメージが強いんですけど果たしてそうでしょうか。

本当の主役はそこに住む住民一人ひとりであり、色々な力の出し方があるのではないのでしょうか。そうした切り口から地方創生事業に福祉の側から参入したいと思います。



私たちは町民から町のためになにかやりたいという声が聴こえれば絶対に協力すると言っています。

関川村でも村民の皆さんの力を活かせる取り組みが始まれば凄く嬉しいですし、この会場をみてもそのエネルギーがあることが伝わります。ぜひ仲間になってくださいということをお伝えして話を終わりにしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

## 【関川村のふくしは最高(最幸)!!! 村の未来はみんなで創りだす】

観光と福祉・渡邊邸生誕祭について

菅原 清夏

住民相互の移送支援について

高橋 正弘

誰もが利用できる居場所作りについて

遠山 修

アドバイザー

藤里町社会福祉協会 会長

菊池 まゆみ

コーディネーター

敬和学園大学 専任講師

川本 健太郎



川 未だに平成の大合併余波がある。そんな状況の中、関川村の政治的判断は素晴らしく、決める力を持っていた村民の皆さんは自治力が本当に強いと思います。自治力こそが地域福祉。地域の福祉を勝手に行政や制度で決めてはいけません。

まさしく皆さんが地域福祉の主人公。去年の11月にみんなに懇談会に集ってもらって意見を言ってもらいました。皆さんから、こんなことしたい、これができるという前向きな意見を多く聞きました。もっともっと多くの意見を頂きたいと思っています。

そんな状況の中、地域にはいろいろな問題が出てきました。最近認知症の方が車で人を轢いてしまいその方が亡くなってしまったという不幸な事件がありました。でも本当に轢いてしまった方だけが悪いのか。よくよく調べてみると近所にバス停がなく車を運転せざるを得ない状況であったことが分かります。タクシー代金を毎回払えるかという無理です。

こうした身近に潜む、かつ悲惨な事件を行政だけで考えられるか。結論から言うと限界があります。だからこそみんなでどうするか考えたい。

現在、村の福祉をどうするかワーキングチームで考えています。その中で、具体的に3つの事業について実施に向けて取り組んでいます。

1つ目は文化。これから人が減っていきます。反面、福祉の分野では益々人が必要になります。これを乗り越えるためには簡単な話、仲間づくりが重要なんです。そのツールとして文化的な要素は非常に重要です。その地域に根付く慣習・慣例・文化。人を育てる上でも地域福祉が根付く上でも欠かせないものです。

関川村において象徴となるのが渡邊邸。これを活用して何ができるか。

2つ目が移動の問題。先ほどの事故の話も含めて、関川村でも懇談会において交通ニーズの声はいっぱい上がっていました。新発田市では先行して移送ボランティアを初めている地域もあります。また、中越には障がいのある方が高齢者の移動を支援しているケースもあります。これらの先進事例を踏まえて関川村で何ができるか。

3つ目が居場所。今日の菊池さんの話と同様、懇談会の場で実際ひきこもりが地域にいるといった相談を受けました。必ず地域にひきこもりはいます。ひきこもりだけでなく、力を発揮できていない方が多くいると思います。その方たちにも力を借りて、何かできないか。そのためには社会と接点を持てる場が必要なのではと議論しています。それではこれから取り組みを聞いていきますが、必ず16時までには終了しますのでご安心ください。

それでは第1グループ、菅原さんからお願いします。

**菅** 福祉で村づくりをしていくうえで3つ重要なことがあると思います。1つは関川村のことが好きであること、2つ目が元気であること、3つ目が誰かのために何かをしたいと思える地域であることだと考えています。

そのためにはお互いを知って考える機会が必要なのかと思います。そこで考えたのが今年度こけら落としをした渡邊邸。これを拠点に福祉を交えて何か一体感を持てるような取組をしたいと考えました。

新潟市で開催している酒の陣なんかも良いと思います。渡邊邸で飲むお酒の味は格別なはず。また、同日役場前の旧国道を歩行者天国にして商店街などにも声掛けをして物産展や福祉のブースを設けるのも面白いと思います。臨時列車を走らせ、村内の旅館も満室にしたいです。

夕方には祭りのフィナーレとして参加者全員で下関駅の裏や川辺でスカイランタンを打ち上げたいです。なぜスカイランタンかと言いますと、渡邊邸の夕方の障子に映る光からインスピレーションを受けました。

このスカイランタンのキッドを高齢者や障がい者を含め村内の様々な方からつくってもらって売りたいと考えています。多くの方の協力がないとできない事業ですし、楽しさを共有してつながりを作っていきたいと考えています。

**川** ありがとうございます。この村のことが好きか。この村に住んでいることに誇りがあるか。凄く重要なことです。この基本的な思いが、空洞化すると地域づくりはできません。この思いこそが活力となります。

その担い手不足がどこでも問題になっています。次の担い手をどうするか。セミナーなどでもこのテーマの分科会が1番人気です。

例えば、藤里町で若い活力をもらうために何か取り組みをしていますか。



菊 そもそも若い人がいない地域ですので(笑)。若者支援会議などいろいろと取り組みはありますが、先ほどの話にもあったとおり町に住むことに誇りをもってもらうことが重要だと思います。

親は町を出てちゃんとした仕事につけと言う。そうすると子はまず町に帰ってきません。そうではなく、町民自身がこの町住んでも良いということをどのように伝えるかが重要だと思います。

社協でも幸い多くの視察を受け入れています。そこで視察だけで終わらせず、そのまま町を見てもらおうとガイドを育てよう考えています。1つ2つ面白い案も出てきています。また、若い人だけに助けてもらうのは少し違うと思います。若い人もいろいろと大変です(笑)。逆に早起きが得意な高齢者が、若者宅の雪かきをやったっていいはず。発想の転換が必要だと思います。そんな関係性のある町ってきっと誇りの持てる自慢できる町がなんだと思います。

川 ありがとうございます。実際、渡邊邸を語れる人は重要だと思います。胸を張って村の誇りを語れる人を如何に育てていくか。では第2グループに移らせていただきます。高橋さんよろしくお願いします。

高 私自身、大石地区の住民です。その大石地区でも車を持っていない方は多いです、土日はバスもはしっていない。移動する手段が限られているわけです。

既に関川村内で自動車免許を持っていない方は、約1,400名とも言われています。高齢化は今後益々進んでいきますし、今日の会場を見渡して高齢化率が進んでいることを実感しました(笑)。

村で新たな取り組みも始まっています。デマンド移送が始まっており、現在のところ延べ利用者が36名とのこと。利用者の伸びを考えるアクセスには改善の余地があるのかなと思います。

制度的にも大きな動きが出てきました。先日安倍総理が乗り合い移送の規制緩和について方向性をうち出しました。ライドシェアと言うんですけど、公共交通機関が十分に機能していない地域で自家用車での乗り入れ移送を可能とする構想です。特区をとる必要はありますが時代は少し、移送支援の後押しをしてくれているのかなと思います。

総合的に考え、交通移動の問題は今後永遠に続く問題です。でも関川村には住民の力があります。住民が住民を支える仕組みが重要なのではないのでしょうか。

先日、新発田市の五ヶ字地区の移送支援を見てきました。民生委員の方を中心に送迎ボランティアをやっています。この写真を見てもがどっちがボランティアか分からない(笑)。自分たちが困る前に何かやろう、地域は1つの家族をコンセプトに、移送支援を行っていますが、実は調整役が凄く大変。なんと、この調整役を関川村出身の長谷部さんが自ら立候補し担っています。

私たちは移送を切り口に今、村の福祉を考えていますが最終的な目的は安心を作り出していくことだと考えています。今日、この会場に来ていただいている方は、おそらく関川村の方が大好きなはず。一緒に関川村が日本一住みやすい村になるようご協力をいただければと思います。

川 ありがとうございます。移送の問題は本当に待ったなしです。解決の糸口の1つとして住民相互の移送支援の構想をお話いただきました。本藤里町でも何か取り組みはありますか。

菊 移送の問題は法律的な編み目もあってなかなか難しい問題です。だからこそ、切り捨てではなくみんなで共有の問題として一緒に考えていくことが重要です。

藤里町では制度的には委託で特殊車両を使用した移送サービスを行っています。



他に一時期、シルバー人材センターで移送サービスを行ったことがありました。ニーズは凄く増えました。でも、これは失敗だったと思い2年でやめました。福祉からかけ離れた単なる安価なタクシーになってしまったからです。国交省からも怒られました(笑)。

私たちはタクシー会社をつぶしたいわけではないですし。

そこで今実施しているのが、買い物ツアーです。町の商店街とタイアップで始めたのですが、残念ながらスーパーで自己完結パターンが多いです。そのためソフトクリームの機械を買って、商店街に置こうかと思っています。なぜなら単純に高齢者はソフトクリームが好きだから(笑)。

単に拾って送るだけの移送サービスだと寂しいと思います。関係性を作れるような取組になると面白いです。

川 ありがとうございます。ぜひ、フロアの皆さんからもアイデア、声をいただきたいです。それでは最後になりますが、遠山さんお願いします。

遠 困りごとを共通項に誰でも、利用できる居場所があると良いのではと考えました。困っている人に気付ける居場所、SOSが言える居場所、役割を感じることができる居場所。おぼろげながらこんな社会資源があると良いと考えています。

特に働く場。これができることは非常に意義があることだと思います。人口流出の歯止めにも役立ちますし、村の良さを発信できるかもしれない。

また新たに作るというよりも、既に村にあるものを活用・イノベーションしたいと考えております。少しまわりを見てみると、関川村には活用できるものがたくさんありますね。こうした気づきも非常に重要です。

村内の内にあるものと連携し、居場所の運営に村民の方に関わってもらいたい。私たちとしてはできることに関わってもらえるよう、力を発揮できるいろいろなプログラムを考えます。

ヒト・モノ・カネ、この3条件をどのようにクリアできるか。この3つをクリアするためには皆さんのご協力が必要不可欠です。

川 ありがとうございます。居場所を切り口に関川村の仕事起こしを福祉からアプローチできないかと。

懇談会でも安い居酒屋がほしいといった意見もありました。柔軟に必要な物・行きたい場所を本音で語り合うことが重要だと思います。また、良いところ探しも非常に重要な視点ですね。また、菊池さんからアドバイスをいただきたいと思います。

**菊** まさしく、やりたいことは藤里町とリンクしています。ただ、違うところは遠山さんが、控えめなタイプなところでしょうか(笑)。私と表現の仕方が全然違いますね。

私の場合、あなたどうせ畑の作物を生かし切れていないでしょ。活かしてあげるからもっておいでと。地域の良いところを引き出すという意味では同じですよ(笑)。

また、温泉を拠点に何かできないか考えています。これも同じで温泉の良さを活かさずしてないでしょ。じゃあ活かしてあげると(笑)。何か地域の良さが集まる場所にならないかと思っています。



燃えているのが、葉っぱではなく根っこビジネス。これはどうにかしてヒットさせたい。自分の地域のことを知っているからこれはいけると踏んでいます。誰も止めなければこれもやります。

**川** シャベリ方は控えめですけど言っていることは凄いですね(笑)。まさしく有言実行です。

これまでお三方から取り組みをお話いただきました。あくまでプランの段階です。ぜひ皆さんから意見をもらいたいです。ただ、次年度からは実行に移していきます。その時に重要なのは村民の力、そして行政をはじめとする関係機関とのパートナーシップ。最後に、村長に実際にこの事業を進めて良いかお墨付きをいただきたいです。

**村長** びっくりしました。実はワーキングチームで何をやっているかよく知りませんでした。私には内緒で活動していたんでしょうね(笑)。本当に若い人達がこんなに一生懸命村のことを考えてくれていて、たのもしく思いました。

いくつかお話したいことがあります。渡邊邸は今、財団が運営しています。実は年間2万人以上入らないと維持できない。そこで、今日のこの話。ぜひ連携してイベントをやってほしいと思います。

送迎についてはデマンドの実績を見ても利用者が多くありません。法的な問題もあります。でもその問題をクリアしたり説明したりするのが、行政の仕事です。ぜひ事業を進めてもらいたいと思います。

私も若いころ同じようなことを考えました。温泉の芸者さんが忙しすぎてクリーニングに行く暇がなく、タクシーをお願いしてクリーニングしてもらっていたのですが、私がやってやろうかと申し出ました。結果は断られましたが、困りごとへの着眼が重要だと思います。

居場所については、空き家問題の解決につながるかもしれません。距離の問題もありますので、どこでやるかは十分に検討する必要があると思います。遠いところからでは集まりにくいですから。お互い相談しながら事業を進めていきましょう。

若い人が真剣に村のことを考えていることに敬服しました。取り入れられるところはぜひ予算化したい。今日は議員の方も多く参加されています。今日の発表をお聞きし、皆さんが考えておられることを理解してくれていると確信しております。

当初は川本先生の関西弁と、菊池さんの東北弁でどんな掛け合いが始まるかと思っておりましたが、本当にありがとうございました。この村も皆さんの力できっと良くなるはずで

**川** 平田村長、大変ありがとうございました。本当に心強い後押しをいただきました。ぜひ、実際の活動につなげていきたいです。また、私の立場としては佐藤計画策定委員長の代理ということで壇上にいます。佐藤委員長とも協議を重ねながら、地域福祉計画・活動計画の策定と並行して、実際の活動が村で根付くよう微力ながら後押しをしていきたいと思っております。それでは、丁度時間が来ました。ここでシンポジウムの終了とさせていただきます。ご登壇者、菊池さんに盛大な拍手をお願いします。ありがとうございました。

ワーキング代表「小沢さん」挨拶

**小** みなさん、こんにちは。ワーキンググループを代表しまして一言述べさせていただきます。

ワーキングのこれからの活動、取組みに関しては、本日参加されている村の議員の方々、村長さんに聞いて戴いたことにより、ご理解をいただいたと捉えさせて貰ってもいいのかなと思います。申し遅れましたが私は、今回の議員選挙で村会議員となり、先日、長野県に視察研修に行っていました。ここで行われている福祉の取組みはまさに先進的で感銘を受けてきました。我々ワーキングの取組みも、先進地に負けない取組みであり、村と村民の皆さまの協力を得て実行に移して行きたいと思っております。熱意を持って本気で取り組むことで、人の心を動かし、人も動いてくれるのだと確信しております。村長さん宜しくお願いします。



## 10. パブリックコメント

募集期間 平成28年2月24日～3月1日

募集方法 郵送、FAX、電子メール、直接持参

意見数 0 件

---

## 関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画

---

平成28年3月策定

発行 新潟県岩船関川村

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地  
社会福祉法人関川村社会福祉協議会

〒959-3265 新潟県岩船郡関川村大字下関 18 番地 52

編集 関川村 住民福祉課

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地  
Tel.0254-64-1471 FAX0254-64-0505

社会福祉法人関川村社会福祉協議会 総務課

〒959-3265 新潟県岩船郡関川村大字下関 18 番地 52

Tel.0254-64-0111 FAX0254-64-3180

---